

【参考】医療法・医療法施行令・医療法施行細則（抄）[医療法人に関する法律法令/対照三段表（平成29年4月2日以降施行対応）]

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令（この列には、その他の委任なども参考掲載）</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日）</p> |
|--|--|--|
| <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条 第六条) (略)</p> <p>第二章 医療に関する選択の支援等</p> <p> 第一節 医療に関する情報の提供等(第六条の二 第六条の四) (略)</p> <p> 第二節 医業、歯科医業又は助産師の業務等の広告(第六条の五 第六条の八)…………… 3</p> <p>第三章 医療の安全の確保 (略)</p> <p>第四章 病院、診療所及び助産所 (略)</p> <p>第五章 医療提供体制の確保</p> <p> 第一節 基本方針(第三十条の三・第三十条の三の二) (略)</p> <p> 第二節 医療計画(第三十条の四…………… 3</p> <p style="padding-left: 40px;">第三十条の十二) (略)</p> <p> 第三節 地域における病床の機能の分化及び連携の推進</p> <p style="padding-left: 40px;">(第三十条の十三 第三十条の十八) (略)</p> <p> 第四節 医療従事者の確保等に関する施策等</p> <p style="padding-left: 40px;">(第三十条の十九 第三十条の二十七) (略)</p> <p> 第五節 公的医療機関(第三十一条 第三十八条) (略)</p> <p>第六章 医療法人…………… 4</p> <p> 第一節 通則(第三十九条 第四十三条)…………… 4</p> <p> 第二節 設立(第四十四条 第四十六条)…………… 14</p> <p> 第三節 機関…………… 17</p> <p> 第一款 機関の設置(第四十六条の二)…………… 17</p> <p> 第二款 社員総会</p> <p style="padding-left: 40px;">(第四十六条の三 第四十六条の三の六)…………… 17</p> <p> 第三款 評議員及び評議員会</p> <p style="padding-left: 40px;">(第四十六条の四 第四十六条の四の七)…………… 20</p> <p> 第四款 役員の選任及び解任</p> <p style="padding-left: 40px;">(第四十六条の五 第四十六条の五の四)…………… 25</p> <p> 第五款 理事(第四十六条の六 第四十六条の六の四)…………… 27</p> <p> 第六款 理事会(第四十六条の七 第四十六条の七の二)…………… 30</p> <p> 第七款 監事(第四十六条の八 第四十六条の八の三)…………… 36</p> <p> 第八款 役員等の損害賠償責任</p> <p style="padding-left: 40px;">(第四十七条 第四十九条の三)…………… 39</p> | | <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条) (略)</p> <p>第一章の二 医療に関する選択の支援等</p> <p style="padding-left: 40px;">(第一条の二 第一条の十) (略)</p> <p>第一章の三 医療の安全の確保</p> <p style="padding-left: 40px;">(第一条の十の二 第一条の十三の十) (略)</p> <p>第一章の四 病院、診療所及び助産所の開設</p> <p style="padding-left: 40px;">(第一条の十四 第七条) (略)</p> <p>第二章 病院、診療所及び助産所の管理(第八条 第十五条) (略)</p> <p>第三章 病院、診療所及び助産所の構造設備</p> <p style="padding-left: 40px;">(第十六条 第二十三条) (略)</p> <p>第四章 診療用放射線の防護 (略)</p> <p> 第一節 届出(第二十四条 第二十九条) (略)</p> <p> 第二節 エックス線装置等の防護(第三十条 第三十条の三) (略)</p> <p> 第三節 エックス線診療室等の構造設備</p> <p style="padding-left: 40px;">(第三十条の四 第三十条の十二) (略)</p> <p> 第四節 管理者の義務(第三十条の十三 第三十条の二十五) (略)</p> <p> 第五節 限度(第三十条の二十六 第三十条の二十七) (略)</p> <p>第四章の二 基本方針(第三十条の二十七の二) (略)</p> <p>第四章の二の二 医療計画</p> <p style="padding-left: 40px;">(第三十条の二十八 第三十条の三十三)…………… 3</p> <p>第四章の二の三 地域における病床の機能の分化及び連携の推進</p> <p style="padding-left: 40px;">(第三十条の三十三の二 第三十条の三十三の十) (略)</p> <p>第四章の三 医療従事者の確保等に関する施策等</p> <p style="padding-left: 40px;">(第三十条の三十三の十一 第三十条の三十三の十三) (略)</p> <p>第五章 医療法人…………… 4</p> <p> 第一節 通則(第三十条の三十四 第三十条の三十九)…………… 4</p> <p> 第二節 設立(第三十一条 第三十一条の二)…………… 14</p> <p> 第三節 機関…………… 17</p> <p> 第一款 社員総会(第三十一条の三 第三十一条の三の四)…………… 17</p> <p> 第二款 評議員及び評議員会</p> <p style="padding-left: 40px;">(第三十一条の四 第三十一条の四の二)…………… 23</p> <p> 第三款 役員等(第三十一条の五 第三十二条の四)…………… 25</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|---|---|---|
| <p>第四節 計算(第五十条 第五十四条) …… 51</p> <p>第五節 社会医療法人債(第五十四条の二 第五十四条の八) …… 58</p> <p>第六節 定款及び寄附行為の変更(第五十四条の九) …… 69</p> <p>第七節 解散及び清算(第五十五条 第五十六条の十六) …… 70</p> <p>第八節 合併及び分割 …… 74</p> <p> 第一款 合併 …… 74</p> <p> 第一目 通則(第五十七条) …… 74</p> <p> 第二目 吸収合併(第五十八条 第五十八条の六) …… 74</p> <p> 第三目 新設合併(第五十九条 第五十九条の五) …… 76</p> <p> 第二款 分割 …… 78</p> <p> 第一目 吸収分割(第六十条 第六十条の七) …… 78</p> <p> 第二目 新設分割(第六十一条 第六十一条の六) …… 80</p> <p> 第三目 雑則(第六十二条・第六十二条の二) …… 83</p> <p> 第三款 雑則(第六十二条の三) …… 84</p> <p>第九節 監督(第六十三条 第七十一条) …… 84</p> <p>第七章 地域医療連携推進法人 …… 88</p> <p> 第一節 認定(第七十条 第七十条の六) …… 88</p> <p> 第二節 業務等(第七十条の七 第七十条の十六) …… 95</p> <p> 第三節 監督(第七十条の十七 第七十条の二十三) …… 102</p> <p> 第四節 雑則(第七十一条) …… 106</p> <p>第八章 雑則(第七十二条 第七十六条) …… 107</p> <p>第九章 罰則(第七十七条 第九十四条) …… 108</p> <p>附則 …… 113</p> | | <p>第四節 計算(第三十二条の五 第三十三条の二の十二) …… 51</p> <p>第五節 社会医療法人債 (第三十三条の三 第三十三条の二十四) …… 59</p> <p>第六節 定款及び寄附行為の変更 (第三十三条の二十五・第三十三条の二十六) …… 69</p> <p>第七節 解散及び清算(第三十四条) …… 70</p> <p>第八節 合併及び分割 …… 74</p> <p> 第一款 合併 …… 74</p> <p> 第一目 吸収合併(第三十五条 第三十五条の三) …… 74</p> <p> 第二目 新設合併(第三十五条の四・第三十五条の五) …… 76</p> <p> 第二款 分割 …… 78</p> <p> 第一目 吸収分割(第三十五条の六 第三十五条の九) …… 78</p> <p> 第二目 新設分割(第三十五条の十・第三十五条の十一) …… 80</p> <p>第九節 雑則(第三十六条 第三十九条) …… 86</p> <p>第六章 地域医療連携推進法人 (第三十九条の二 第三十九条の三十) …… 88</p> <p>第七章 雑則(第四十条 第四十三条の四) …… 107</p> <p>附則 …… 113</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令（この列には、その他の委任なども参考掲載）</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日）</p> |
|---|---|--|
| <p>第二章 医療に関する選択の支援等</p> <p> 第一節 医療に関する情報の提供等（略）</p> <p> 第二節 医業、歯科医業又は助産師の業務等の広告</p> <p>第六条の五 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。</p> <p> 一～五（略）</p> <p> 五の二 地域医療連携推進法人（第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人をいう。第三十条の四第十項において同じ。）の参加病院等（第七十条の二第二項第二号に規定する参加病院等をいう。）である場合には、その旨</p> <p> 六～十三（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>第三章～第四章（略）</p> <p>第五章 医療提供体制の確保</p> <p> 第一節 基本方針（略）</p> <p> 第二節 医療計画</p> <p>第三十条の四</p> <p> 1～9（略）</p> <p> 10 都道府県は、第十六項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、地域医療連携推進法人の参加法人（第七十条第一項に規定する参加法人をいう。）から病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合において、当該申請が当該医療計画において定め</p> | <p>（基準病床数の算定の特例）</p> <p>第五条の二～第五条の四（略）</p> <p>第五条の四の二 法第三十条の四第十項に規定する政令で定める申請は、病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請とする。</p> | <p>第四章の二の二 医療計画</p> <p>第三十条の二十八～第三十条の三十一（略）</p> <p>（特定の病床等に係る特例）</p> <p>第三十条の三十二～第三十条の三十二の二（略）</p> <p>第三十条の三十二の三 法第三十条の四第十項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p> 一 法第三十条の四第十項の規定による申請（以下この条において単に「申請」という。）が、医療計画（当該申請を行つた参加法人（法第</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令（この列には、その他の委任なども参考掲載）</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日）</p> |
|---|---|---|
| <p>る地域医療構想の達成を推進するために必要なものであることその他の厚生労働省令で定める要件に該当すると認めるときは、当該申請に係る当該医療計画において定められた第二項第十四号に規定する基準病床数に政令で定めるところにより算定した数を加えて得た数を、当該基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。</p> <p>11～16（略）</p> <p>第三十条の五～第三十条の十二（略）</p> <p>第三節 地域における病床の機能の分化及び連携の推進（略）</p> <p>第四節 医療従事者の確保等に関する施策等（略）</p> <p>第五節 公的医療機関（略）</p> <p>第六章 医療法人</p> <p>第一節 通則</p> <p>第三十九条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。</p> <p>2 前項の規定による法人は、医療法人と称する。</p> <p>第四十条 医療法人でない者は、その名称中に、医療法人という文字を用</p> | <p>2 法第三十条の四第十項に規定する政令で定めるところにより算定した数は、同項の申請に係る病院又は診療所の所在地の都道府県知事が、同条第十六項の規定により公示された当該都道府県の同条第一項に規定する医療計画において定める同条第二項第七号に規定する地域医療構想の達成を推進するために必要と認める数とする。</p> | <p>七十条第一項に規定する参加法人をいう。以下この条及び第六章において同じ。）を社員とする法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人（以下単に「地域医療連携推進法人」という。）が定款において定める法第七十条第一項に規定する医療連携推進区域（以下単に「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県が法第三十条の四第十六項の規定により公示したものをいう。）において定める同条第二項第七号に規定する地域医療構想の達成を推進するために必要なものであること。</p> <p>二 当該申請を行った参加法人を社員とする地域医療連携推進法人の参加法人が開設する病院及び診療所の病床の数の合計が、当該申請の前後において増加しないこと。</p> <p>三 当該申請を行った参加法人を社員とする地域医療連携推進法人の参加法人が開設する病院及び診療所の病床の数の合計が、当該申請の前後において減少する場合は、当該申請に係る医療連携推進区域における医療提供体制の確保に支障を及ぼさないこと。</p> <p>四 当該申請が、あらかじめ、当該申請を行った参加法人を社員とする地域医療連携推進法人に置かれている法第七十条の三第一項第十六号に規定する地域医療連携推進評議会（以下単に「地域医療連携推進評議会」という。）の意見を聴いた上で、行われているものであること。</p> <p>第五章 医療法人</p> <p>第一節 通則</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令（この列には、その他の委任なども参考掲載）</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日）</p> |
|--|---|--|
| <p>いてはならない。</p> <p>第四十条の二 医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めなければならない。</p> <p>第四十一条 医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。</p> <p>2 前項の資産に関し必要な事項は、医療法人の開設する医療機関の規模等に応じ、厚生労働省令で定める。</p> <p>第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（当該医療法人が地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「指定管理者として管理する病院等」という。）を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一 医療関係者の養成又は再教育</p> <p>二 医学又は歯学に関する研究所の設置</p> <p>三 第三十九条第一項に規定する診療所以外の診療所の開設</p> <p>四 疾病予防のために有酸素運動（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。次号において同じ。）を行わせる施設であつて、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置</p> <p>五 疾病予防のために温泉を利用させる施設であつて、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関する業務</p> <p>七 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項及び第三項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施</p> <p>八 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームの設置</p> | <p>委任: 医療法第四十二条第一項第四号及び第五号に規定する施設の職員、設備及び運営方法に関する基準 一条</p> <p>委任: 医療法第四十二条第一項第四号及び第五号に規定する施設の職員、設備及び運営方法に関する基準 二条</p> <p>委任: 厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業</p> | <p>（医療法人の資産）</p> <p>第三十条の三十四 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|---|---|---|
| <p>第四十二条の二 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するものとして、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたもの(以下「社会医療法人」という。)は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務(以下「収益業務」という。)を行うことができる。</p> <p>一 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が役員の総数の三分の一を超えて含まれることがないこと。</p> <p>二 社団たる医療法人の社員のうちには、各社員について、その社員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各社員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が社員の総数の三分の一を超えて含まれることがないこと。</p> <p>三 財団たる医療法人の評議員のうちには、各評議員について、その評議員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が評議員の総数の三分の一を超えて含まれることがないこと。</p> <p>四 救急医療等確保事業(当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに限る。次条において同じ。)に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県(次のイ又はロに掲げる医療法人にあつては、それぞれイ又はロに定める都道府県)において行っていること。</p> <p>イ 二以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人(ロに掲げる者を除く。) 当該病院又は診療所の所在地の全て</p> | <p>(社会医療法人に係る認定の申請)</p> <p>第五条の五 法第四十二条の二第一項の規定による社会医療法人に係る認定を受けようとする医療法人は、当該認定を受けようとする旨及び同項各号に掲げる要件に係る事項として厚生労働省令で定めるものを記載した申請書を、当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>委任: 厚生労働大臣の定める社会医療法人が行うことができる収益業務</p> | <p>(社会医療法人に係る認定の申請事項)</p> <p>第三十条の三十六 社会医療法人の認定を受けようとする医療法人が、令第五条の五に基づき、社会医療法人の要件に係る事項として申請書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 当該医療法人の業務のうち、法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当するものが法第三十条の四第二項第五号に掲げる医療のいずれに係るものであるかの別</p> <p>二 前号の業務を行っている病院又は診療所の名称及び所在地</p> <p>2 令第五条の五に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 定款又は寄附行為の写し</p> <p>二 法第四十二条の二第一項第五号の厚生労働大臣が定める基準に係る会計年度について同号の要件に該当する旨を説明する書類</p> <p>三 法第四十二条の二第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類</p> <p>(医療法人の社員等と特殊の関係がある者)</p> <p>第三十条の三十五 法第四十二条の二第一項第一号、第二号及び第三号に規定する役員、社員又は評議員(以下「社員等」という。)と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>二 社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの</p> <p>三 前二号に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|---|
| <p>の都道府県</p> <p>□ 一の都道府県において病院を開設し、かつ、当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める第三十条の四第二項第十二号に規定する区域に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定める同号に規定する区域において診療所を開設する医療法人であつて、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして厚生労働省令で定める基準に適合するもの 当該病院の所在地の都道府県</p> <p>五 前号の業務について、次に掲げる事項に関し厚生労働大臣が定める基準に適合していること。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 当該業務を行う病院又は診療所の構造設備</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 当該業務を行うための体制</p> <p style="margin-left: 20px;">ハ 当該業務の実績</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。</p> <p>七 定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の認定をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。</p> | <p>委任: 医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準</p> | <p>(法第四十二条の二第一項第四号口の厚生労働省令で定める基準)</p> <p>第三十条の三十五の二 法第四十二条の二第一項第四号口に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該医療法人の開設する病院の所在地の都道府県及び当該医療法人の開設する診療所の所在地の都道府県(当該病院の所在地の都道府県が法第三十条の四第一項の規定により定める医療計画(以下この号及び次号において「医療計画」という。))において定める同条第二項第十二号に規定する区域に隣接した当該都道府県以外の都道府県をいう。)が、それぞれの医療計画において、当該病院及び診療所の所在地を含む地域における医療提供体制に関する事項を定めていること。</p> <p>二 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所及び介護老人保健施設が、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む区域(当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域をいう。)及び当該区域に隣接した市町村(特別区を含む。)であつて当該都道府県以外の都道府県内にあるもの(第四号において「隣接市町村」という。)に所在すること。</p> <p>三 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所及び介護老人保健施設が相互に近接していること。</p> <p>四 当該医療法人の開設する病院が、その施設、設備、病床数その他の医療を提供する体制に照らして、当該医療法人の開設する診療所(隣接市町村に所在するものに限る。)における医療の提供について基幹的な役割を担っていること。</p> <p>(社会医療法人の認定要件)</p> <p>第三十条の三十五の三 法第四十二条の二第一項第六号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一 当該医療法人の運営について、次のいずれにも該当すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 当該医療法人の理事の定数は六人以上とし、監事の定数は二人以上とすること。</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| <p>3 収益業務に関する会計は、当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務及び前条各号に掲げる業務に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。</p> | | <p>ロ 当該医療法人が財団である医療法人である場合にあっては、当該医療法人の評議員は理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱すること。</p> <p>ハ 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人その他これに準ずるもの（以下「公益法人等」という。）を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とすること。</p> <p>ニ その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。</p> <p>ホ その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。</p> <p>ヘ その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人等に対し、当該公益法人等が行う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。</p> <p>ト 当該医療法人の毎会計年度の末日における遊休財産額は、直前に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第四十二条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第四十二条の二第一項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）に係る費用の額を超えてはならないこと。</p> <p>チ 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によつて他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>リ 当該医療法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠ぺいし、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| | | <p>二 当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 社会保険診療(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね百分の十以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)及び助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(一の分婉に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。)の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。</p> <p>ロ 自費患者(社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。)に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。</p> <p>ハ 医療診療(社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。)により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用(投薬費を含む。)等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。</p> <p>2 前項第一号トに規定する遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する当該医療法人の保有する資産の総額から次に掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。)の資産の総額に対する割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産</p> <p>二 法第四十二条各号に規定する業務の用に供する財産</p> <p>三 法第四十二条の二第一項に規定する収益業務の用に供する財産</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令(この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|--|---|
| <p>第四十二条の三 前条第一項の認定(以下この項及び第六十四条の第二項において「社会医療法人の認定」という。)を受けた医療法人のうち、前条第一項第五号八に掲げる要件を欠くに至つたこと(当該要件を欠くに至つたことが当該医療法人の責めに帰することができない事由として厚生労働省令で定める事由による場合に限る。)により第六十四条の第二項第一号に該当し、同項の規定により社会医療法人の認定を取り消されたもの(前条第一項各号(第五号八を除く。))に掲げる要件に該当するものに限る。)は、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画(以下この条において「実施計画」という。)を作成し、これを都道府県知事に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 前項の認定を受けた医療法人は、前条第一項及び第三項の規定の例により収益業務を行うことができる。</p> <p>3 前条第二項の規定は、第一項の認定をする場合について準用する。</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、実施計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。</p> | <p>(実施計画の認定の申請)</p> <p>第五条の五の二 法第四十二条の第三第一項に規定する実施計画(以下「実施計画」という。)には、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 救急医療等確保事業(法第四十二条の二第一項第四号に規定する救急医療等確保事業をいう。以下同じ。)に係る業務の内容</p> <p>二 救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備に関する事項</p> <p>三 救急医療等確保事業に係る業務の実施期間</p> <p>四 その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>2 法第四十二条の三第一項の認定を受けようとする医療法人は、当該認定を受けようとする旨及び次条各号に掲げる要件に係る事項として厚生労働省令で定めるものを記載した申請書を、当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、実施計画、当該医療法人が法第四十二条の二第一項第一号から第六号まで(第五号八を除く。)に掲げる要件に該当するものであることを証する書類その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。</p> | <p>四 前三号の業務を行うために保有する財産(前三号に掲げる財産を除く。)</p> <p>五 第一号から第三号までに定める業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金</p> <p>六 将来の特定の事業(定款又は寄附行為に定められた事業に限る。)の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する資金</p> <p>(法第四十二条の三第一項の厚生労働省令で定める事由)</p> <p>第三十条の三十六の二 法第四十二条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事由は、天災、人口の著しい減少その他の法第四十二条の二第一項第五号八に掲げる要件を欠くに至つたことにつき当該医療法人の責めに帰することができないやむを得ない事情があると都道府県知事が認めるものとする。</p> <p>(実施計画の様式)</p> <p>第三十条の三十六の三 法第四十二条の三第一項に規定する実施計画の提出は、別記様式第一の三により行うものとする。</p> <p>(令第五条の五の二第一項第四号の厚生労働省令で定める事項)</p> <p>第三十条の三十六の四 令第五条の五の二第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十二条の二第一項に規定する収益業務に関する事項とする。</p> <p>(令第五条の五の二第二項の厚生労働省令で定める事項)</p> <p>第三十条の三十六の五 令第五条の五の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該医療法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名</p> <p>二 法第四十二条の二第一項の認定の取消しの理由</p> <p>(令第五条の五の二第二項の厚生労働省令で定める書類)</p> <p>第三十条の三十六の六 令第五条の五の二第二項に規定する厚生労働省令で定める書類は、定款又は寄附行為の写しとする。</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|--|--|
| | <p>(実施計画の認定)</p> <p>第五条の五の三 都道府県知事は、法第四十二条の三第一項の認定の申請があつた場合において、実施計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備がその実施期間において確実に行われると見込まれるものであること。 二 実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務がその実施期間にわたり継続して行われると見込まれるものであること。 三 その他厚生労働省令で定める要件に適合すること。 <p>(実施計画の変更)</p> <p>第五条の五の四 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人は、当該認定を受けた実施計画(この条の規定により実施計画が変更された場合にあつては、その変更後の実施計画。以下「認定実施計画」という。)を変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事(第三項及び次条において単に「都道府県知事」という。)の認定を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 前条の規定は、前項の認定について準用する。 3 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人は、第一項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 | <p>(令第五条の五の三第三号の厚生労働省令で定める要件)</p> <p>第三十条の三十六の七 令第五条の五の三第三号に規定する厚生労働省令で定める要件は、令第五条の五の二第一項第三号の実施期間(次条第二項において単に「実施期間」という。)が十二年(当該医療法人の開設する、救急医療等確保事業(法第四十二条の二第一項第四号に規定する救急医療等確保事業をいう。以下同じ。)に係る業務を実施する病院又は診療所の所在地を含む区域(当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域をいう。)における救急医療等確保事業の実施主体が著しく不足している場合その他特別の事情があると都道府県知事が認める場合にあつては、十八年)を超えないものであることとする。</p> <p>(実施計画の変更)</p> <p>第三十条の三十六の八 令第五条の五の四第一項本文の規定による実施計画の変更の認定の申請をしようとする者は、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書に変更後の実施計画を添えて、これらを都道府県知事に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 令第五条の五の四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める軽微な変更は、当初の実施期間からの一年以内の変更とする。 |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| | <p>(実施計画の実施状況を記載した書類等の提出)</p> <p>第五条の五の五 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、当該会計年度における認定実施計画の実施状況を記載した書類その他厚生労働省令で定める書類を、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる会計年度においては、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に掲げる会計年度の区分に応じ、当該各号に定める日後三月以内に、当該各号に掲げる会計年度における認定実施計画の実施状況を記載した書類を、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 次条第一項の規定により法第四十二条の三第一項の認定が取り消された日の属する会計年度 当該取り消された日 二 次条第三項又は第四項の規定により法第四十二条の三第一項の認定がその効力を失った日の属する会計年度 当該効力を失った日 <p>(実施計画の認定の取消し等)</p> <p>第五条の五の六 都道府県知事は、法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その認定を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法第四十二条の二第一項各号(第五号八を除く。)に掲げる要件を欠くに至つたとき。 二 認定実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備をその実施期間において行う見込みがなくなつたと認めるとき。 三 認定実施計画に従つて救急医療等確保事業に係る業務を行つていないと認めるとき。 四 定款又は寄附行為で定められた業務以外の業務を行つたとき。 五 収益業務から生じた収益を当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(当該医療法人が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設を含む。次号において同じ。)の経営に充てないとき。 六 収益業務を継続することが、当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障を来すと認めるとき。 | <p>(実施計画の実施状況を記載した書類等の提出)</p> <p>第三十条の三十六の九 令第五条の五の五第一項及び第二項の規定による実施計画の実施状況を記載した書類等の提出は、別記様式第一の四により行うものとする。</p> <p>2 令第五条の五の五第一項に規定する厚生労働省令で定める書類は、法第四十二条の二第一項第一号から第六号まで(第五号八を除く。)の要件に該当する旨を説明する書類とする。</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|---|
| | <p>七 不正の手段により法第四十二条の三第一項の認定又は第五条の五の四第一項の認定を受けたとき。</p> <p>八 法若しくはこの政令若しくはこれらに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p> <p>2 法第六十四条の二第二項の規定は、前項の規定による法第四十二条の三第一項の認定の取消しについて準用する。</p> <p>3 法第四十二条の三第一項の認定は、認定実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施期間の末日限り、その効力を失う。</p> <p>4 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人が、法第四十二条の二第一項の認定を受けた場合には、法第四十二条の三第一項の認定は、法第四十二条の二第一項の認定を受けた日から将来に向かつてその効力を失う。</p> | <p>(基金)</p> <p>第三十条の三十七 社団である医療法人(持分の定めのあるもの、法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人及び租税特別措置法第六十七条の二第一項に規定する特定の医療法人を除く。社団である医療法人の設立前にあつては、設立時社員。)は、基金(社団である医療法人に拠出された金銭その他の財産であつて、当該社団である医療法人が拠出者に対して本条及び次条並びに当該医療法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務(金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務)を負うものをいう。以下同じ。)を引き受ける者の募集をすることができる旨を定款で定めることができる。この場合においては、次に掲げる事項を定款で定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 基金の拠出者の権利に関する規定 二 基金の返還の手続 <p>2 前項の基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。</p> <p>第三十条の三十八 基金の返還は、定時社員総会の決議によつて行われなければならない。</p> <p>2 社団である医療法人は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 基金(次項の代替基金を含む。)の総額 二 資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|---|---|--|
| <p>第四十三条 医療法人は、政令で定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、分割、清算人の就任又はその変更及び清算の結了の各場合に、登記をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。</p> <p style="text-align: center;">第二節 設立</p> <p>第四十四条 医療法人は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事(以下この章(第三項及び第六十六条の三を除く。))において単に「都道府県知事」という。)の認可を受けなければ、これを設立することができない。</p> <p>2 医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもつて、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 目的</p> <p>二 名称</p> <p>三 その開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設(地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理しようとする公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設を含む。)の名称及び開設場所</p> | <p style="text-align: center;">委任: 組合等登記令</p> | <p>時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額</p> <p>3 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。</p> <p>4 前項の代替基金は、取り崩すことができない。</p> <p>(持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行)</p> <p>第三十条の三十九 社団である医療法人で持分の定めのあるものは、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行することができる。</p> <p>2 社団である医療法人で持分の定めのないものは、社団である医療法人で持分の定めのあるものへ移行できないものとする。</p> <p style="text-align: center;">第二節 設立</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令（この列には、その他の委任なども参考掲載）</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日）</p> |
|---|--|---|
| <p>四 事務所の所在地</p> <p>五 資産及び会計に関する規定</p> <p>六 役員に関する規定</p> <p>七 理事会に関する規定</p> <p>八 社団たる医療法人にあつては、社員総会及び社員たる資格の得喪に関する規定</p> <p>九 財団たる医療法人にあつては、評議員会及び評議員に関する規定</p> <p>十 解散に関する規定</p> <p>十一 定款又は寄附行為の変更に関する規定</p> <p>十二 公告の方法</p> <p>3 財団たる医療法人を設立しようとする者が、その名称、事務所の所在地又は理事の任免の方法を定めずに死亡したときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、これを定めなければならない。</p> <p>4 医療法人の設立当初の役員は、定款又は寄附行為をもつて定めなければならない。</p> <p>5 第二項第十号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であつて厚生労働省令で定めるもののうちから選定されるようにしなければならない。</p> <p>6 この節に定めるもののほか、医療法人の設立認可の申請に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> | | <p>（残余財産の帰属すべき者となることができる者）</p> <p>第三十一条の二 法第四十四条第五項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法第三十一条に定める公的医療機関の開設者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの 二 財団である医療法人又は社団である医療法人であつて持分の定めのないもの <p>（設立の認可の申請）</p> <p>第三十一条 法第四十四条第一項の規定により、医療法人設立の認可を受けようとする者は、申請書に次の書類を添付して、その主たる事務所の所在地の都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 定款又は寄附行為 二 設立当初において当該医療法人に所属すべき財産の財産目録 三 設立決議録 四 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類 五 当該医療法人の開設しようとする病院、法第三十九条第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類 |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| <p>第四十五条 都道府県知事は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合には、当該申請にかかる医療法人の資産が第四十一条の要件に該当しているかどうか及びその定款又は寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前条第一項の規定による認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第四十六条 医療法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによつて、成立する。</p> <p>2 医療法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。</p> | <p>委任: 組合等登記令 二条・十六条</p> | <p>六 法第四十二条第四号又は第五号に掲げる業務を行おうとする医療法人にあつては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類</p> <p>七 設立後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書</p> <p>八 設立者の履歴書</p> <p>九 設立代表者を定めたときは、適法に選任されたこと並びにその権限を証する書類</p> <p>十 役員の就任承諾書及び履歴書</p> <p>十一 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面</p> <p>(副本の添付)</p> <p>第三十六条 令第五条の十五並びに第三十一条、第三十三条の二十五第一項、第三十四条、第三十五条の二第一項(第三十五条の五において読み替えて準用する場合を含む。)、第三十五条の八(前条において読み替えて準用する場合を含む。)、第三十九条の二十三、第三十九条の二十四第一項及び第三十九条の二十七に規定する申請書及びこれに添付する書類並びに第三十一条の五から第三十一条の五の三までに規定する申請書には、それぞれ副本を添付しなければならない。</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|---|---|--|
| <p>第三節 機関</p> <p>第一款 機関の設置</p> <p>第四十六条の二 社団たる医療法人は、社員総会、理事、理事会及び監事を置かなければならない。</p> <p>2 財団たる医療法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならない。</p> <p>第二款 社員総会</p> <p>第四十六条の三 社員総会は、この法律に規定する事項及び定款で定められた事項について決議をすることができる。</p> <p>2 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。</p> <p>第四十六条の三の二 社団たる医療法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</p> <p>2 社団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年一回、定時社員総会を開かなければならない。</p> <p>3 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。</p> <p>4 理事長は、総社員の五分の一以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれを下回る割合を定めることができる。</p> <p>5 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。</p> <p>6 社員総会においては、前項の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあ</p> | | <p>第三節 機関</p> <p>第一款 社員総会</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令（この列には、その他の委任なども参考掲載）</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日）</p> |
|--|--|---|
| <p>るときは、この限りでない。</p> <p>第四十六条の三の三 社員は、各一個の議決権を有する。</p> <p>2 社員総会は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議をすることができない。</p> <p>3 社員総会の議事は、この法律又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。</p> <p>5 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。</p> <p>6 社員総会の決議について特別の利害関係を有する社員は、議決に加わることができない。</p> <p>第四十六条の三の四 理事及び監事は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が社員総会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。</p> | | <p>（法第四十六条の三の四の厚生労働省令で定める場合）</p> <p>第三十一条の三 法第四十六条の三の四に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 社員が説明を求めた事項について説明をすることにより社員の共同の利益を著しく害する場合 二 社員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。） <ul style="list-style-type: none"> イ 当該社員が社員総会の日より相当の期間前に当該事項を医療法人に対して通知した場合 ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合 三 社員が説明を求めた事項について説明をすることにより医療法人その他の者（当該社員を除く。）の権利を侵害することとなる場合 四 社員が当該社員総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合 五 前各号に掲げる場合のほか、社員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合 |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|--|--|
| <p>第四十六条の三の五 社員総会の議長は、社員総会において選任する。</p> <p>2 社員総会の議長は、当該社員総会の秩序を維持し、議事を整理する。</p> <p>3 社員総会の議長は、その命令に従わない者その他当該社員総会の秩序を乱す者を退場させることができる。</p> <p>第四十六条の三の六 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第五十七条の規定は、医療法人の社員総会について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第四項第二号中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替えるものとする。</p> | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【参考】一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)の読み替え</p> </div> <p>(議事録) [社団]</p> <p>第五十七条 社員総会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 一般社団法人は、社員総会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。</p> | <p>(社員総会の議事録)</p> <p>第三十一条の三の二 法第四十六条の三の六において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第五十七条第一項の規定による社員総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。</p> <p>2 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。</p> <p>3 社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 社員総会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事又は社員が社員総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。) 二 社員総会の議事の経過の要領及びその結果 三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する社員があるときは、当該社員の氏名 四 次に掲げる規定により社員総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 <ul style="list-style-type: none"> イ 法第四十六条の五の四において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四条第一項 ロ 法第四十六条の五の四において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四条第二項 ハ 法第四十六条の八第四号 ニ 法第四十六条の八第七号後段 ホ 法第四十六条の八の三において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律百五条第三項 五 社員総会に出席した理事又は監事の氏名 |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| <p style="text-align: center;">第三款 評議員及び評議員会</p> <p>第四十六条の四 評議員となる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 医療従事者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任され</p> | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[社団]</p> <p>3 一般社団法人は、社員総会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。</p> <p>[社団]</p> <p>4 社員及び債権者は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。</p> <p>一 第一項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求</p> <p>二 第一項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求</p> </div> | <p>六 社員総会の議長の氏名</p> <p>七 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名</p> <p>(法第四十六条の三の六において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五十七条第三項の厚生労働省令で定める措置)</p> <p>第三十一条の三の三 法第四十六条の三の六において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五十七条第三項に規定する厚生労働省令で定める措置は、医療法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて医療法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。</p> <p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)</p> <p>第三十一条の三の四 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一 法第四十六条の三の六において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五十七条第四項第二号</p> <p>二 法第四十六条の四の七において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十三条第四項第二号</p> <p>三 法第四十六条の七の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十七条第二項第二号</p> <p style="text-align: center;">第二款 評議員及び評議員会</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令(この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|---|--|--|
| <p>た者</p> <p>二 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者</p> <p>三 医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者</p> <p>四 前三号に掲げる者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、医療法人の評議員となることができない。</p> <p>一 法人</p> <p>二 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>三 この法律、医師法、歯科医師法その他医事に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> | <p>(医事に関する法律)</p> <p>第五条の五の七 法第四十六条の四第二項第三号(法第四十六条の五第五項において準用する場合を含む。)の政令で定める医事に関する法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)</p> <p>二 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)</p> <p>三 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)</p> <p>四 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)</p> <p>五 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)</p> <p>六 歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)</p> <p>七 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十二年法律第七十六号)</p> <p>八 薬剤師法(昭和三十五年法律第四十六号)</p> <p>九 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三十七号)</p> <p>十 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)</p> <p>十一 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)</p> <p>十二 臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)</p> <p>十三 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)</p> <p>十四 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)</p> <p>十五 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)</p> <p>十六 精神保健福祉士法(平成九年法律第三百一十一号)</p> <p>十七 言語聴覚士法(平成九年法律第三百二十二号)</p> | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| <p>3 評議員は、当該財団たる医療法人の役員又は職員を兼ねてはならない。</p> <p>4 財団たる医療法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従う。</p> <p>第四十六条の四の二 評議員会は、理事の定数を超える数の評議員（第四十六条の五第一項ただし書の認可を受けた医療法人にあつては、三人以上の評議員）をもつて、組織する。</p> <p>2 評議員会は、第四十六条の四の五第一項の意見を述べるほか、この法律に規定する事項及び寄附行為で定めた事項に限り、決議をすることができる。</p> <p>3 この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする寄附行為の定めは、その効力を有しない。</p> <p>第四十六条の四の三 財団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年一回、定時評議員会を開かなければならない。</p> <p>2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。</p> <p>3 評議員会に、議長を置く。</p> <p>4 理事長は、総評議員の五分之一以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総評議員の五分之一の割合については、寄附行為でこれを下回る割合を定めることができる。</p> <p>5 評議員会の招集の通知は、その評議員会の日より少なくとも五日前に、その評議員会の目的である事項を示し、寄附行為で定めた方法に従つてしなければならない。</p> <p>6 評議員会においては、前項の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>第四十六条の四の四 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議をすることができない。</p> <p>2 評議員会の議事は、この法律に別段の定めがある場合を除き、出席者</p> | | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令（この列には、その他の委任なども参考掲載）</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日）</p> |
|---|---|--|
| <p>の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。</p> <p>4 評議員会の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。</p> <p>第四十六条の四の五 理事長は、医療法人が次に掲げる行為をするには、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 予算の決定又は変更 二 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）の借入れ 三 重要な資産の処分 四 事業計画の決定又は変更 五 合併及び分割 六 第五十五条第三項第二号に掲げる事由のうち、同条第一項第二号に掲げる事由による解散 七 その他医療法人の業務に関する重要事項として寄附行為で定めるもの <p>2 前項各号に掲げる事項については、評議員会の決議を要する旨を寄附行為で定めることができる。</p> <p>第四十六条の四の六 評議員会は、医療法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。</p> <p>2 理事長は、毎会計年度終了後三月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。</p> <p>第四十六条の四の七 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十三条の規定は、医療法人の評議員会について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第四項第二号中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替えるものとする。</p> | <p>【参考】一般法人法の読み替え</p> <p>（議事録）【財団】</p> <p>第百九十三条 評議員会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 一般財団法人は、評議員会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。</p> | <p>（評議員会の議事録）</p> <p>第三十一条の四 法第四十六条の四の七において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十三条第一項の規定による評議員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。</p> <p>2 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければな</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|---|
| | <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>[財団]</p> <p>3 一般財団法人は、評議員会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であって、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。</p> <p>4 評議員及び債権者は、一般財団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。</p> <p>一 第一項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求</p> </div> | <p>らない。</p> <p>3 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。</p> <p>一 評議員会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事又は評議員が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)</p> <p>二 評議員会の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名</p> <p>四 次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p> <p>イ 法第四十六条の五の四において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四条第一項</p> <p>ロ 法第四十六条の五の四において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四条第二項</p> <p>ハ 法第四十六条の八第四号</p> <p>ニ 法第四十六条の八第八号後段</p> <p>ホ 法第四十六条の八の三において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百五条第三項</p> <p>五 評議員会に出席した評議員、理事又は監事の氏名</p> <p>六 評議員会の議長の氏名</p> <p>七 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名</p> <p>(社員総会の議事録に関する規定の準用)</p> <p>第三十一条の四の二 第三十一条の三の三の規定は法第四十六条の四の七において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十三条第三項の厚生労働省令で定める措置について準用する。</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|---|---|---|
| <p style="text-align: center;">第四款 役員の選任及び解任</p> <p>第四十六条の五 医療法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、一人又は二人の理事を置けば足りる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 社団たる医療法人の役員は、社員総会の決議によつて選任する。 3 財団たる医療法人の役員は、評議員会の決議によつて選任する。 4 医療法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。 5 第四十六条の四第二項の規定は、医療法人の役員について準用する。 6 医療法人は、その開設する全ての病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者を理事に加えなければならない。ただし、医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を二以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えられないことができる。 | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>二 第一項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求</p> </div> | <p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)</p> <p>第三十一条の三の四 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 法第四十六条の三の六において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五十七条第四項第二号 二 法第四十六条の四の七において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十三条第四項第二号 三 法第四十六条の七の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十七条第二項第二号 <p style="text-align: center;">第三款 役員等</p> <p>(一人又は二人の理事を置く場合の認可の申請)</p> <p>第三十一条の五 法第四十六条の五第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の数 二 常時勤務する医師又は歯科医師の数 三 理事を一人又は二人にする理由 <p>(管理者の一部を理事に加えられない場合の認可の申請)</p> <p>第三十一条の五の二 法第四十六条の五第六項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 理事に加えられない管理者の住所及び氏名 二 当該管理者が管理する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地 三 当該管理者を理事に加えられない理由 <p>2 前項に規定する申請書の提出と同時に、第三十三条の二十五第一項の規定により、いかなる者であるかを問わずその管理者を理事に加えられないことができる病院、診療所又は介護老人保健施設を明らかにする旨の定款又は寄附行為の変更の認可の申請書の提出を行う場合は、前項第一号の記載を要しない。</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| <p>7 前項本文の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>8 監事は、当該医療法人の理事又は職員を兼ねてはならない。</p> <p>9 役員の任期は、二年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。</p> <p>第四十六条の五の二 社団たる医療法人の役員は、いつでも、社員総会の決議によつて解任することができる。</p> <p>2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、社団たる医療法人に対し、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>3 社団たる医療法人は、出席者の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成がなければ、第一項の社員総会(監事を解任する場合に限る。)の決議をすることができない。</p> <p>4 財団たる医療法人の役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、その役員を解任することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 <p>5 財団たる医療法人は、出席者の三分の二(これを上回る割合を寄附行為で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成がなければ、前項の評議員会(監事を解任する場合に限る。)の決議をすることができない。</p> <p>第四十六条の五の三 この法律又は定款若しくは寄附行為で定めた役員の数数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(次項の一時役員の仕事を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</p> <p>2 前項に規定する場合において、医療法人の業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員の仕事を行うべき者を選任しなければならない。</p> <p>3 理事又は監事のうち、その定数の五分の一を超える者が欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。</p> | | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令（この列には、その他の委任なども参考掲載）</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日）</p> |
|--|---|--|
| <p>第四十六条の五の四 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十二条及び第七十四条（第四項を除く。）の規定は、社団法人たる医療法人及び財団法人たる医療法人の役員の選任及び解任について準用する。この場合において、社団法人たる医療法人の役員の選任及び解任について準用する同条第三項中「及び第三十八条第一項第一号に掲げる事項」とあるのは「並びに当該社員総会の日時及び場所」と読み替えるものとし、財団法人たる医療法人の役員の選任及び解任について準用する同法第七十二条及び第七十四条第一項から第三項までの規定中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項中「及び第三十八条第一項第一号に掲げる事項」とあるのは「並びに当該評議員会の日時及び場所」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第五款 理事</p> <p>第四十六条の六 医療法人（次項に規定する医療法人を除く。）の理事のうち一人は、理事長とし、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。</p> <p>2 第四十六条の五第一項ただし書の認可を受けて一人の理事を置く医療法人にあつては、この章（次条第三項を除く。）の規定の適用については、当該理事を理事長とみなす。</p> <p>第四十六条の六の二 理事長は、医療法人を代表し、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>2 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができな</p> | <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 【参考】一般法人法の読み替え （監事の選任に関する監事の同意等） 〔社団〕/〔財団〕 第七十二条 理事は、監事がある場合において、監事の選任に関する議案を社員総会/評議員会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。 2 監事は、理事に対し、監事の選任を社員総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を社員総会/評議員会に提出することを請求することができる。 （監事等の選任等についての意見の陳述） 〔社団〕/〔財団〕 第七十四条 監事は、社員総会/評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。 2 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される社員総会/評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。 3 理事は、前項の者に対し、同項の社員総会/評議員会を招集する旨並びに当該社員総会の日時及び場所/当該評議員会の日時及び場所を通知しなければならない。 4 （略） </p> | <p>（医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合の認可の申請）</p> <p>第三十一条の五の三 法第四十六条の六第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該理事の住所及び氏名 二 理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出する理由 |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|---|--|--|
| <p>い。</p> <p>3 第四十六条の五の三第一項及び第二項の規定は、理事長が欠けた場合について準用する。</p> <p>第四十六条の六の三 理事は、医療法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。</p> <p>第四十六条の六の四 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条、第八十条、第八十二条から第八十四条まで、第八十八条(第二項を除く。)及び第八十九条の規定は、社団法人たる医療法人及び財団法人たる医療法人の理事について準用する。この場合において、当該理事について準用する同法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、同法第八十八条第一項中「著しい」とあるのは「回復することができない」と読み替えるものとし、財団法人たる医療法人の理事について準用する同法第八十三条中「定款」とあるのは「寄附行為」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第八十八条の見出し及び同条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、同項及び同法第八十九条中「定款」とあるのは「寄附行為」と、同条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> | <p>(社団法人たる医療法人及び財団法人たる医療法人の理事に関する技術的読替え)</p> <p>第五条の五の八 法第四十六条の六の四において社団法人たる医療法人及び財団法人たる医療法人の理事について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第七十八条、第八十条、第八十二条から第八十四条まで、第八十八条(第二項を除く。)及び第八十九条の規定を準用する場合においては、法第四十六条の六の四の規定によるほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条、第八十条及び第八十二条中「代表理事」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。</p> <p>【参考】一般法人法の読み替え</p> <p>(代表者の行為についての損害賠償責任) [社団]/[財団]</p> <p>第七十八条 一般社団法人は、理事長その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>(理事の職務を代行する者の権限) [社団]/[財団]</p> <p>第八十条 民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、一般社団法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定に違反して行った理事又は理事長の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、一般社団法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>(表見代表理事) [社団]/[財団]</p> <p>第八十二条 一般社団法人は、理事長以外の理事に理事長その他一般社団法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合に</p> | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|--|---|
| | <p>は、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。</p> <p>(忠実義務) [社団]/[財団]</p> <p>第八十三条 理事は、法令及び定款/寄附行為並びに社員総会/評議員会の決議を遵守し、一般社団法人のため忠実にその職務を行わなければならない。</p> <p>(競業及び利益相反取引の制限) [社団]/[財団]</p> <p>第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。 二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。 三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。 <p>2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八十八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。</p> <p>(社員/評議員による理事の行為の差止め) [社団]/[財団]</p> <p>第八十八条 社員/評議員は、理事が一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款/寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該一般社団法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(理事の報酬等) [社団]/[財団]</p> <p>第八十九条 理事の報酬等(報酬、賞与其他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。)は、定款/寄附行為にその額を定めていないときは、社員総会/評議員会の決議によって定める。</p> | <p>参考：民法(自己契約及び双方代理)</p> <p>第八十八条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|--|--|
| <p>第六款 理事会</p> <p>第四十六条の七 理事会は、全ての理事で組織する。</p> <p>2 理事会は、次に掲げる職務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医療法人の業務執行の決定 二 理事の職務の執行の監督 三 理事長の選出及び解職 <p>3 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 重要な資産の処分及び譲受け 二 多額の借財 三 重要な役割を担う職員の選任及び解任 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 五 社団たる医療法人にあつては、第四十七条の二第一項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づく第四十七条第一項の責任の免除 六 財団たる医療法人にあつては、第四十七条の二第一項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十四条第一項の規定による寄附行為の定めに基づく第四十七条第四項において準用する同条第一項の責任の免除 <p>第四十六条の七の二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十一条から第九十八条まで(第九十一条第一項各号及び第九十二条第一項を除く。)の規定は、社団たる医療法人及び財団たる医療法人の理事会について準用する。この場合において、当該理事会について準用する同法第九十一条第一項中「次に掲げる理事」とあり、及び同条第二項中「前項各号に掲げる理事」とあるのは「理事長」と、同法第九十五条第三項及び第四項並びに第九十七条第二項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとし、財団たる医療法人の理事会について準用する同法第九十一条第二項、第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項及び第三項並びに第九十六条中「定款」とあるのは「寄附行為」と、同法第九十七条第二項中「社員は、その権利</p> | <p>(社団たる医療法人及び財団たる医療法人の理事会に関する技術的読替え)</p> <p>第五条の五の九 法第四十六条の七の二第一項において社団たる医療法人及び財団たる医療法人の理事会について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十一条から第九十八条まで(第九十一条第一項各号及び第九十二条第一項を除く。)の規定を準用する場合においては、法第四十六条の七の二第一項の規定によるほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条第三項中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同法第九十八条第一項中「、監事又は会計監査人」とあるのは「又は監事」と読み替えるものとする。</p> <p>【参考】一般法人法の読み替え</p> <p>(理事会設置一般社団法人の理事の権限) 社団 / 財団</p> | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|--|--|
| <p>を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て」とあるのは「評議員は、財団たる医療法人の業務時間内は、いつでも」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> | <p>第九十一条 理事長は、理事会設置一般社団法人の業務を執行する。</p> <p>2 理事長は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款/寄附行為で毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>(競業及び理事会設置一般社団法人との取引等の制限) [社団]/[財団]</p> <p>第九十二条</p> <p>2 理事会設置一般社団法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(招集権者) [社団]/[財団]</p> <p>第九十三条 理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款/寄附行為又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。</p> <p>2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた理事(以下この項及び第一百一条第二項において「招集権者」という。)以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。</p> <p>3 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。</p> <p>(招集手続) [社団]/[財団]</p> <p>第九十四条 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間(これを下回る期間を定款/寄附行為で定めた場合にあっては、その期間)前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>(理事会の決議) [社団]/[財団]</p> <p>第九十五条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数(これを上回る割合を定款/寄附行為で定めた場合にあっては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款/寄附行為で定めた場合にあっては、その割合以上)をもって行う。</p> <p>2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わる</p> | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| | <p>ことができない。</p> <p>3 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事(定款/寄附行為で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあっては、当該理事長)及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> | <p>(理事会の議事録)</p> <p>第三十一条の五の四 法第四十六条の七の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条第三項の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。</p> <p>2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。</p> <p>3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事又は監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。) 二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨 <ul style="list-style-type: none"> イ 法第四十六条の七の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十三条第二項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの ロ 法第四十六条の七の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十三条第三項の規定により理事が招集したもの ハ 法第四十六条の八の二第二項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの ニ 法第四十六条の八の二第三項の規定により監事が招集したもの 三 理事会の議事の経過の要領及びその結果 四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名 五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 <ul style="list-style-type: none"> イ 法第四十六条の七の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十二条第二項 ロ 法第四十六条の八第四号 ハ 法第四十六条の八の二第一項 六 法第四十六条の七の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条第三項の定款又は寄附行為の定めがあるときは、理事長以外の理事であつて、理事会に出席した者の氏名 七 理事会の議長が存するときは、議長の氏名 |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|--|--|
| | <p style="text-align: center;">[社団]/[財団]</p> <p>4 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。</p> <p style="text-align: center;">[社団]/[財団]</p> <p>5 理事会の決議に参加した理事であって第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。</p> <p>(理事会の決議の省略) [社団]/[財団]</p> <p>第九十六条 理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書</p> | <p>4 次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法第四十六条の七の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容 ロ イの事項の提案をした理事の氏名 ハ 理事会の決議があつたものとみなされた日 二 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名 <p>二 法第四十六条の七の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八条第一項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容 ロ 理事会への報告を要しないものとされた日 ハ 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名 <p>(電子署名)</p> <p>第三十一条の五の五 法第四十六条の七の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条第四項の厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。</p> <p>2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。 |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|--|---|
| | <p>面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款/寄附行為で定めることができる。</p> <p>(議事録等) [社団]/[財団]</p> <p>第九十七条 理事会設置一般社団法人は、理事会の日(前条の規定により理事会の決議があったものとみなされた日を含む。)から十年間、第九十五条第三項の議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録(以下この条において「議事録等」という。)をその主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>2 社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、/評議員は、財団たる医療法人の業務時間内は、いつでも次に掲げる請求をすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 前項の議事録等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 二 前項の議事録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 <p>[社団]/[財団]</p> <p>3 債権者は、理事又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。</p> <p>4 裁判所は、前二項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該理事会設置一般社団法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前二項の許可をすることができない。</p> <p>(理事会への報告の省略) [社団]/[財団]</p> <p>第九十八条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告</p> | <p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)</p> <p>第三十一条の三の四 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法第四十六条の三の六において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五十七条第四項第二号 二 法第四十六条の四の七において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十三条第四項第二号 三 法第四十六条の七の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十七条第二項第二号 |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|---|--|--|
| <p>2 前項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十七条第二項及び第三項の許可については、同法第二百八十七条第一項、第二百八十八条、第二百八十九条（第一号に係る部分に限る。）、第二百九十条本文、第二百九十一条（第二号に係る部分に限る。）、第二百九十二条本文、第二百九十四条及び第二百九十五条の規定を準用する。</p> | <p>すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。</p> <p>2 前項の規定は、第九十一条第二項の規定による報告については、適用しない。</p> <p style="text-align: center;">第三節 非訟</p> <p style="text-align: center;">第一款 総則</p> <p style="text-align: center;">(非訟事件の管轄)</p> <p>第二百八十七条 この法律の規定による非訟事件（次項に規定する事件を除く。）は、一般社団法人等の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(疎明)</p> <p>第二百八十八条 この法律の規定による許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(陳述の聴取)</p> <p>第二百八十九条 裁判所は、この法律の規定による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、不法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">一 この法律の規定により一般社団法人等が作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録についての閲覧又は謄写の許可の申立てについての裁判 当該一般社団法人等</p> <p style="text-align: center;">二～六 (略)</p> <p style="text-align: center;">(理由の付記)</p> <p>第二百九十条 この法律の規定による非訟事件についての裁判には、理由を付さなければならない。ただし、次に掲げる裁判については、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">一～二 (略)</p> <p style="text-align: center;">(即時抗告)</p> <p>第二百九十一条 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。</p> | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|--|--|
| <p>第七款 監事</p> <p>第四十六条の八 監事の職務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医療法人の業務を監査すること。 二 医療法人の財産の状況を監査すること。 三 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後三月以内に社員総会又は評議員会及び理事会に提出すること。 四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを都道府県知事、社員総会若しくは評議員会又は理事会に報告すること。 五 社団たる医療法人の監事にあつては、前号の規定による報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 六 財団たる医療法人の監事にあつては、第四号の規定による報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。 | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 一 (略) 二 第二百八十九条各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者(同条第二号及び第三号に掲げる裁判にあつては、当該各号に定める者) <p>(原裁判の執行停止)</p> <p>第二百九十二条 前条の即時抗告は、執行停止の効力を有する。ただし、第二百八十九条第二号から第四号までに掲げる裁判に対するものについては、この限りでない。</p> <p>(非訟事件手続法の規定の適用除外)</p> <p>第二百九十四条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第四十条及び第五十七条第二項第二号の規定は、適用しない。</p> <p>(最高裁判所規則)</p> <p>第二百九十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。</p> </div> | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| <p>七 社団たる医療法人の監事にあつては、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他厚生労働省令で定めるもの(次号において「議案等」という。)を調査すること。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。</p> <p>八 財団たる医療法人の監事にあつては、理事が評議員会に提出しようとする議案等を調査すること。この場合において、法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。</p> <p>第四十六条の八の二 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。</p> <p>2 監事は、前条第四号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事(第四十六条の七の二第一項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十三条第一項ただし書に規定する場合にあつては、同条第二項に規定する招集権者)に対し、理事会の招集を請求することができる。</p> <p>3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。</p> <p>第四十六条の八の三 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三条から第三百六条までの規定は、社団たる医療法人及び財団たる医療法人の監事について準用する。この場合において、財団たる医療法人の監事について準用する同法第三百三条第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、同法第二百五条第一項及び第二項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。</p> | <p>【参考】一般法人法の読み替え</p> <p>(監事による理事の行為の差止め) [社団]/[財団]</p> <p>第三百三条 監事は、理事が監事設置一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款/寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監事設置一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。</p> <p>2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。</p> <p>(監事設置一般社団法人と理事との間の訴えにおける法人の代表)</p> <p>[社団]/[財団]</p> <p>第四百四条 第七十七条第四項及び第八十一条の規定にかかわらず、監事</p> | <p>(監事の調査の対象)</p> <p>第三十一条の五の六 法第四十六条の八第七号に規定する厚生労働省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| | <p>設置一般社団法人が理事（理事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事が監事設置一般社団法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が監事設置一般社団法人を代表する。</p> <p>2 第七十七条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監事が監事設置一般社団法人を代表する。</p> <p style="margin-left: 2em;">一 監事設置一般社団法人が第二百七十八条第一項の訴えの提起の請求（理事の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。）を受ける場合</p> <p style="margin-left: 2em;">二 監事設置一般社団法人が第二百八十条第三項の訴訟告知（理事の責任を追及する訴えに係るものに限る。）並びに第二百八十一条第二項の規定による通知及び催告（理事の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。）を受ける場合</p> <p>（監事の報酬等）[社団]/[財団]</p> <p>第百五条 監事の報酬等は、定款/寄附行為にその額を定めていないときは、社員総会/評議員会の決議によって定める。</p> <p>2 監事が二人以上ある場合において、各監事の報酬等について定款/寄附行為の定め又は社員総会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監事の協議によって定める。</p> <p>3 監事は、社員総会/評議員会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。</p> <p>（費用等の請求）[社団]/[財団]</p> <p>第百六条 監事はその職務の執行について監事設置一般社団法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監事設置一般社団法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。</p> <p style="margin-left: 2em;">一 費用の前払の請求</p> <p style="margin-left: 2em;">二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求</p> <p style="margin-left: 2em;">三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期でない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求</p> | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | | | | | | | | | |
|---|--|--|------|-----|----------------|-----|----|-------------|------------|------|--|
| <p>第八款 役員等の損害賠償責任</p> <p>第四十七条 社団たる医療法人の理事又は監事は、その任務を怠つたときは、当該医療法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>2 社団たる医療法人の理事が第四十六条の六の四において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。</p> <p>3 第四十六条の六の四において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて社団たる医療法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。</p> <p>一 第四十六条の六の四において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項の理事</p> <p>二 社団たる医療法人が当該取引をすることを決定した理事</p> <p>三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事</p> <p>4 前三項の規定は、財団たる医療法人の評議員又は理事若しくは監事について準用する。</p> <p>第四十七条の二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百二十二条から第一百六条までの規定は、前条第一項の社団たる医療法人の理事又は監事の責任及び同条第四項において準用する同条第一項の財団たる医療法人の評議員又は理事若しくは監事の責任について準用する。この場合において、これらの者の責任について準用する同法第一百三十一条第二号及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとし、財団たる医療法人の評議員又は理事若しくは監事の責任について準用する同法第一百二十二条中「総社員」とあるのは「総評議員」と、同法第一百三十一条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第一百四十一条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、同項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第三項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、「社員」とあるのは「評</p> | <p>(社団たる医療法人の理事又は監事及び財団たる医療法人の評議員又は理事若しくは監事の責任に関する技術的読替え)</p> <p>第五条の五の十 法第四十七条の二第一項において法第四十七条第一項の社団たる医療法人の理事又は監事の責任について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百二十二条から第一百六条までの規定を準用する場合においては、法第四十七条の二第一項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="790 1193 1435 1361"> <tbody> <tr> <td>第一百三十一条第二号イ及びロ</td> <td>代表理事</td> <td>理事長</td> </tr> <tr> <td>第一百三十一条第二号ロ(3)</td> <td>使用人</td> <td>職員</td> </tr> <tr> <td>第一百三十一条第二号ハ</td> <td>、監事又は会計調査人</td> <td>又は監事</td> </tr> </tbody> </table> | 第一百三十一条第二号イ及びロ | 代表理事 | 理事長 | 第一百三十一条第二号ロ(3) | 使用人 | 職員 | 第一百三十一条第二号ハ | 、監事又は会計調査人 | 又は監事 | |
| 第一百三十一条第二号イ及びロ | 代表理事 | 理事長 | | | | | | | | | |
| 第一百三十一条第二号ロ(3) | 使用人 | 職員 | | | | | | | | | |
| 第一百三十一条第二号ハ | 、監事又は会計調査人 | 又は監事 | | | | | | | | | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|------------------------------------|-----------------|--|--|---------------|-----------------|-------------------------------------|-------------|-----------------|------------------------------------|---------------|-----------------|---|------------|-----------------|------------|-----------|-----------------|-----------------|-------------|--------------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|--------------------|--------------------|-----------------|-----------------------------------|-----------------|------------------|--|-----------------|
| <p>議員」と、同条第四項中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と、「社員」とあるのは「評議員が」と、同条第五項並びに同法第一百五十一条及び第三項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、同項及び同条第四項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>2 社団たる医療法人は、出席者の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成がなければ、前項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十三条第一項の社員総会の決議をすることができない。</p> <p>3 財団たる医療法人は、出席者の三分の二（これを上回る割合を寄附行為で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成がなければ、第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十三条第一項の評議員会の決議をすることができない。</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="792 250 1003 357"> <p>第百十四条第一項</p> </td> <td data-bbox="1010 250 1167 357"> <p>監事設置一般社団法人（理事が二人以上ある場合に限る。）</p> </td> <td data-bbox="1173 250 1444 357"> <p>社団たる医療法人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="792 362 1003 549"></td> <td data-bbox="1010 362 1167 549"> <p>理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議）</p> </td> <td data-bbox="1173 362 1444 549"> <p>理事会の決議</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="792 553 1003 660"> <p>第百十四条第二項</p> </td> <td data-bbox="1010 553 1167 660"> <p>限る。）についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除</p> </td> <td data-bbox="1173 553 1444 660"> <p>限る。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="792 665 1003 772"> <p>第百十四条第三項</p> </td> <td data-bbox="1010 665 1167 772"> <p>同意（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議）</p> </td> <td data-bbox="1173 665 1444 772"> <p>理事会の決議</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="792 777 1003 1070"> <p>第百十五条第一項</p> </td> <td data-bbox="1010 777 1167 1070"> <p>代表理事、代表理事以外の理事であつて理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの</p> </td> <td data-bbox="1173 777 1444 1070"> <p>理事長</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="792 1075 1003 1128"> <p>第百十五条第二項</p> </td> <td data-bbox="1010 1075 1167 1128"> <p>使用人</p> </td> <td data-bbox="1173 1075 1444 1128"> <p>職員</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="792 1133 1003 1185"> <p>第百十五条第四項</p> </td> <td data-bbox="1010 1133 1167 1185"> <p>非業務執行理事等</p> </td> <td data-bbox="1173 1133 1444 1185"> <p>又は監事</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="792 1190 1003 1243"> <p>第百十五条第四項第三号</p> </td> <td data-bbox="1010 1190 1167 1243"> <p>非業務執行理事等</p> </td> <td data-bbox="1173 1190 1444 1243"> <p>非理事長理事等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="792 1248 1003 1300"> <p>第百十五条第五項</p> </td> <td data-bbox="1010 1248 1167 1300"> <p>非業務執行理事等</p> </td> <td data-bbox="1173 1248 1444 1300"> <p>非理事長理事等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="792 1305 1003 1372"> <p>第百十六条第一項</p> </td> <td data-bbox="1010 1305 1167 1372"> <p>第八十四条第一項第二号</p> </td> <td data-bbox="1173 1305 1444 1372"> <p>非業務執行理事等が任務</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="792 1377 1003 1430"> <p>第百十一条第一項</p> </td> <td data-bbox="1010 1377 1167 1430"> <p>医療法（昭和二十三年法律第205号）第四十七条第一項</p> </td> <td data-bbox="1173 1377 1444 1430"> <p>非業務執行理事等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="792 1434 1003 1487"> <p>第百八十四条第一項</p> </td> <td data-bbox="1010 1434 1167 1487"> <p>医療法第四十六条の六の四において準用する第八十四条第一項第二号</p> </td> <td data-bbox="1173 1434 1444 1487"> <p>非業務執行理事等</p> </td> </tr> </table> | <p>第百十四条第一項</p> | <p>監事設置一般社団法人（理事が二人以上ある場合に限る。）</p> | <p>社団たる医療法人</p> | | <p>理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議）</p> | <p>理事会の決議</p> | <p>第百十四条第二項</p> | <p>限る。）についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除</p> | <p>限る。）</p> | <p>第百十四条第三項</p> | <p>同意（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議）</p> | <p>理事会の決議</p> | <p>第百十五条第一項</p> | <p>代表理事、代表理事以外の理事であつて理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの</p> | <p>理事長</p> | <p>第百十五条第二項</p> | <p>使用人</p> | <p>職員</p> | <p>第百十五条第四項</p> | <p>非業務執行理事等</p> | <p>又は監事</p> | <p>第百十五条第四項第三号</p> | <p>非業務執行理事等</p> | <p>非理事長理事等</p> | <p>第百十五条第五項</p> | <p>非業務執行理事等</p> | <p>非理事長理事等</p> | <p>第百十六条第一項</p> | <p>第八十四条第一項第二号</p> | <p>非業務執行理事等が任務</p> | <p>第百十一条第一項</p> | <p>医療法（昭和二十三年法律第205号）第四十七条第一項</p> | <p>非業務執行理事等</p> | <p>第百八十四条第一項</p> | <p>医療法第四十六条の六の四において準用する第八十四条第一項第二号</p> | <p>非業務執行理事等</p> |
| <p>第百十四条第一項</p> | <p>監事設置一般社団法人（理事が二人以上ある場合に限る。）</p> | <p>社団たる医療法人</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議）</p> | <p>理事会の決議</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第百十四条第二項</p> | <p>限る。）についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除</p> | <p>限る。）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第百十四条第三項</p> | <p>同意（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議）</p> | <p>理事会の決議</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第百十五条第一項</p> | <p>代表理事、代表理事以外の理事であつて理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの</p> | <p>理事長</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第百十五条第二項</p> | <p>使用人</p> | <p>職員</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第百十五条第四項</p> | <p>非業務執行理事等</p> | <p>又は監事</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第百十五条第四項第三号</p> | <p>非業務執行理事等</p> | <p>非理事長理事等</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第百十五条第五項</p> | <p>非業務執行理事等</p> | <p>非理事長理事等</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第百十六条第一項</p> | <p>第八十四条第一項第二号</p> | <p>非業務執行理事等が任務</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第百十一条第一項</p> | <p>医療法（昭和二十三年法律第205号）第四十七条第一項</p> | <p>非業務執行理事等</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第百八十四条第一項</p> | <p>医療法第四十六条の六の四において準用する第八十四条第一項第二号</p> | <p>非業務執行理事等</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|------|-----|-----------------|-----|----|--------------|--------------|---------------|----------|-----|----------|----------|-----------------------------|----------|--|---|--------|----------|----------------------------------|---------------|----------|-----------------------------|--------|----------|-----|-----|--|----------|------|--|------------|-----|--|
| | <p>2 法第四十七条の二第一項において法第四十七条第四項において準用する同条第一項の財団たる医療法人の評議員又は理事若しくは監事の責任について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十二条から第一百六条までの規定を準用する場合においては、法第四十七条の二第一項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="790 475 1435 1356"> <tbody> <tr> <td>第百十三条第一項第二号イ及びロ</td> <td>代表理事</td> <td>理事長</td> </tr> <tr> <td>第百十三条第一項第二号ロ(3)</td> <td>使用人</td> <td>職員</td> </tr> <tr> <td>第百十三条第一項第二号ハ</td> <td>理事、監事又は会計監査人</td> <td>評議員又は理事若しくは監事</td> </tr> <tr> <td>第百十三条第三項</td> <td>理事の</td> <td>評議員又は理事の</td> </tr> <tr> <td>第百十四条第一項</td> <td>監事設置一般社団法人(理事が二人以上ある場合に限る。)</td> <td>財団たる医療法人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>理事(当該責任を負う理事を除く。)の過半数の同意(理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議)</td> <td>理事会の決議</td> </tr> <tr> <td>第百十四条第二項</td> <td>(理事の限る。)についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除</td> <td>(評議員又は理事の限る。)</td> </tr> <tr> <td>第百十四条第三項</td> <td>同意(理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議)</td> <td>理事会の決議</td> </tr> <tr> <td>第百十四条第四項</td> <td>役員等</td> <td>評議員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>議決権の十分の一</td> <td>十分の一</td> </tr> <tr> <td></td> <td>以上の議決権を有する</td> <td>以上の</td> </tr> </tbody> </table> | 第百十三条第一項第二号イ及びロ | 代表理事 | 理事長 | 第百十三条第一項第二号ロ(3) | 使用人 | 職員 | 第百十三条第一項第二号ハ | 理事、監事又は会計監査人 | 評議員又は理事若しくは監事 | 第百十三条第三項 | 理事の | 評議員又は理事の | 第百十四条第一項 | 監事設置一般社団法人(理事が二人以上ある場合に限る。) | 財団たる医療法人 | | 理事(当該責任を負う理事を除く。)の過半数の同意(理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議) | 理事会の決議 | 第百十四条第二項 | (理事の限る。)についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除 | (評議員又は理事の限る。) | 第百十四条第三項 | 同意(理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議) | 理事会の決議 | 第百十四条第四項 | 役員等 | 評議員 | | 議決権の十分の一 | 十分の一 | | 以上の議決権を有する | 以上の | |
| 第百十三条第一項第二号イ及びロ | 代表理事 | 理事長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第百十三条第一項第二号ロ(3) | 使用人 | 職員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第百十三条第一項第二号ハ | 理事、監事又は会計監査人 | 評議員又は理事若しくは監事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第百十三条第三項 | 理事の | 評議員又は理事の | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第百十四条第一項 | 監事設置一般社団法人(理事が二人以上ある場合に限る。) | 財団たる医療法人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 理事(当該責任を負う理事を除く。)の過半数の同意(理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議) | 理事会の決議 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第百十四条第二項 | (理事の限る。)についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除 | (評議員又は理事の限る。) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第百十四条第三項 | 同意(理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議) | 理事会の決議 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第百十四条第四項 | 役員等 | 評議員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 議決権の十分の一 | 十分の一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 以上の議決権を有する | 以上の | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|--|-----------------|-------------------------|-----------------------|-----------------|-----------|----------------|-----------------|-------------------------|-------------------|--------------------|------------------------------------|--|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|-------------------------|--|--|
| | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="786 250 999 579"> <p>第百十五条第一項</p> </td> <td data-bbox="999 250 1167 579"> <p>、理事 代表理事、代表理事以外の理事であって理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの</p> <p>使用人</p> <p>、監事又は会計監査人</p> <p>非業務執行理事等</p> </td> <td data-bbox="1167 250 1440 579"> <p>、評議員又は理事 理事長</p> <p>職員</p> <p>若しくは監事</p> <p>非理事長理事等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="786 579 999 639"> <p>第百十五条第二項</p> </td> <td data-bbox="999 579 1167 639"> <p>非業務執行理事等 使用人</p> </td> <td data-bbox="1167 579 1440 639"> <p>非理事長理事等 職員</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="786 639 999 667"> <p>第百十五条第三項</p> </td> <td data-bbox="999 639 1167 667"> <p>同項</p> </td> <td data-bbox="1167 639 1440 667"> <p>評議員又は同項</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="786 667 999 727"> <p>第百十五条第四項</p> </td> <td data-bbox="999 667 1167 727"> <p>非業務執行理事等 が任務</p> </td> <td data-bbox="1167 667 1440 727"> <p>非理事長理事等が任務</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="786 727 999 836"> <p>第百十五条第四項第三号</p> </td> <td data-bbox="999 727 1167 836"> <p>第百十一条第一項 号 非業務執行理事等</p> </td> <td data-bbox="1167 727 1440 836"> <p>医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十七条第四項において準用する同条第一項 非理事長理事等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="786 836 999 863"> <p>第百十五条第五項</p> </td> <td data-bbox="999 836 1167 863"> <p>非業務執行理事等</p> </td> <td data-bbox="1167 836 1440 863"> <p>非理事長理事等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="786 863 999 946"> <p>第百十六条第一項</p> </td> <td data-bbox="999 863 1167 946"> <p>第八十四条第一項 第二号</p> </td> <td data-bbox="1167 863 1440 946"> <p>医療法第四十六条の六の四において準用する第八十四条第一項第二号</p> </td> </tr> </table> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【参考】一般法人法の読み替え (一般社団法人に対する損害賠償責任の免除) [社団]/[財団] 第百十二条 前条第一項の責任は、総社員/総評議員の同意がなければ、免除することができない。 (責任の一部免除) [社団]/[財団] 第百十三条 前条の規定にかかわらず、役員等の第百十一条第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額(第百十五条第一項において「最低責任限度額」という。)を控除して得た額を限度として、社員総会/評議員会の決議によって免除することができる。 </p> | <p>第百十五条第一項</p> | <p>、理事 代表理事、代表理事以外の理事であって理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの</p> <p>使用人</p> <p>、監事又は会計監査人</p> <p>非業務執行理事等</p> | <p>、評議員又は理事 理事長</p> <p>職員</p> <p>若しくは監事</p> <p>非理事長理事等</p> | <p>第百十五条第二項</p> | <p>非業務執行理事等 使用人</p> | <p>非理事長理事等 職員</p> | <p>第百十五条第三項</p> | <p>同項</p> | <p>評議員又は同項</p> | <p>第百十五条第四項</p> | <p>非業務執行理事等 が任務</p> | <p>非理事長理事等が任務</p> | <p>第百十五条第四項第三号</p> | <p>第百十一条第一項 号 非業務執行理事等</p> | <p>医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十七条第四項において準用する同条第一項 非理事長理事等</p> | <p>第百十五条第五項</p> | <p>非業務執行理事等</p> | <p>非理事長理事等</p> | <p>第百十六条第一項</p> | <p>第八十四条第一項 第二号</p> | <p>医療法第四十六条の六の四において準用する第八十四条第一項第二号</p> | |
| <p>第百十五条第一項</p> | <p>、理事 代表理事、代表理事以外の理事であって理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの</p> <p>使用人</p> <p>、監事又は会計監査人</p> <p>非業務執行理事等</p> | <p>、評議員又は理事 理事長</p> <p>職員</p> <p>若しくは監事</p> <p>非理事長理事等</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第百十五条第二項</p> | <p>非業務執行理事等 使用人</p> | <p>非理事長理事等 職員</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第百十五条第三項</p> | <p>同項</p> | <p>評議員又は同項</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第百十五条第四項</p> | <p>非業務執行理事等 が任務</p> | <p>非理事長理事等が任務</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第百十五条第四項第三号</p> | <p>第百十一条第一項 号 非業務執行理事等</p> | <p>医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十七条第四項において準用する同条第一項 非理事長理事等</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第百十五条第五項</p> | <p>非業務執行理事等</p> | <p>非理事長理事等</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第百十六条第一項</p> | <p>第八十四条第一項 第二号</p> | <p>医療法第四十六条の六の四において準用する第八十四条第一項第二号</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|---|
| | <p>一 賠償の責任を負う額</p> <p>二 当該役員等がその在職中に一般社団法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として厚生労働省令で定める方法により算定される額に、次のイから八までに掲げる役員等の区分に応じ、当該イから八までに定める数を乗じて得た額</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 理事長 六</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ 理事長以外の理事であって、次に掲げるもの 四</p> <p style="margin-left: 4em;">(1) 理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの</p> <p style="margin-left: 4em;">(2) 当該一般社団法人の業務を執行した理事(1)に掲げる理事を除く。</p> <p style="margin-left: 4em;">(3) 当該一般社団法人の職員</p> <p style="margin-left: 2em;">ハ 理事/評議員又は理事(イ及びロに掲げるものを除く。)又は監事/若しくは監事 二</p> <p>2 前項の場合には、理事は、同項の社員総会/評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。</p> <p style="margin-left: 2em;">一 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額</p> <p style="margin-left: 2em;">二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠</p> <p style="margin-left: 2em;">三 責任を免除すべき理由及び免除額</p> <p>3 監事設置一般社団法人においては、理事は、第百十一条第一項の責任の免除(理事の/評議員又理事の責任の免除に限る。)に関する議案を社員総会/評議員会に提出するには、監事(監事が二人以上ある場合にあつては、各監事)の同意を得なければならない。</p> | <p>(法第四十七条の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号の厚生労働省令で定める方法により算定される額)</p> <p>第三十二条 法第四十七条の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号の厚生労働省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p style="margin-left: 2em;">一 理事又は監事がその在職中に報酬、賞その他の職務執行の対価(当該理事が当該医療法人の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞その他の職務執行の対価を含む。)として医療法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)の額の会計年度(次のイから八までに掲げる場合の区分に応じ、当該イから八までに定める日を含む会計年度及びその前の各会計年度に限る。)ごとの合計額(当該会計年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額)のうち最も高い額</p> <p style="margin-left: 4em;">イ 法第四十七条の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の社員総会の決議を行った場合 当該社員総会の決議の日</p> <p style="margin-left: 4em;">ロ 法第四十七条の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行った場合 当該決議のあつた日</p> <p style="margin-left: 4em;">ハ 法第四十七条の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十五条第一項の契約を締結した場合 責任の原因となる事実が生じた日(二以上の日がある場合にあつては、最も遅い日)</p> <p style="margin-left: 2em;">二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額</p> <p style="margin-left: 4em;">イ 次に掲げる額の合計額</p> <p style="margin-left: 6em;">(1) 当該理事又は監事が当該医療法人から受けた退職慰労金の額</p> <p style="margin-left: 6em;">(2) 当該理事が当該医療法人の職員を兼ねていた場合における当該職員としての退職手当のうち当該理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額</p> <p style="margin-left: 6em;">(3) (1)又は(2)に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額</p> <p style="margin-left: 4em;">ロ 当該理事又は監事がその職に就いていた年数(当該理事又は監</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| | <p style="text-align: center;">[社団]/[財団]</p> <p>4 第一項の決議があった場合において、一般社団法人が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の厚生労働省令で定める財産上の利益を与えるときは、社員総会の承認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(理事等による免除に関する定款/寄附行為の定め) [社団]/[財団]</p> <p>第百十四条 第百十二条の規定にかかわらず、社団たる医療法人/財団たる医療法人は、第百十一条第一項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる旨を定款/寄附行為で定めることができる。</p> | <p>事が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数)</p> <p>(1) 理事長 六</p> <p>(2) 理事長以外の理事であつて、当該医療法人の職員である者 四</p> <p>(3) 理事((1)及び(2)に掲げる者を除く。)又は監事 二</p> <p>2 財団たる医療法人について前項の規定を適用する場合には、同項中「理事又は監事」とあるのは「評議員又は理事若しくは監事」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項第一号口中「定款」とあるのは「寄附行為」と、同項第二号口中「理事」とあるのは「評議員又は理事」と、「又は監事」とあるのは「若しくは監事」と読み替えるものとする。</p> <p>(法第四十七条の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第四項の厚生労働省令で定める財産上の利益)</p> <p>第三十二条の二 法第四十七条の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第四項(法第四十七条の二第一項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十四条第五項及び第百十五条第五項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 退職慰労金</p> <p>二 当該理事が当該医療法人の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分</p> <p>三 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| | <p>2 前条第三項の規定は、定款/寄附行為を変更して前項の規定による定款/寄附行為の定め(理事の/評議員又は理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。)を設ける議案を社員総会/評議員会に提出する場合、同項の規定による定款/寄附行為の定めに基づく責任の免除(理事の/評議員又は理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出する場合について準用する。</p> <p>3 第一項の規定による定款/寄附行為の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨の理事会の決議を行ったときは、理事は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を社員/評議員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。</p> <p>4 総社員/総評議員(前項の責任を負う役員等/評議員であるものを除く。)の議決権の十分の一/十分の一(これを下回る割合を定款/寄附行為で定めた場合にあっては、その割合)以上の議決権を有する社員が/以上の評議員が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、一般社団法人は、第一項の規定による定款/寄附行為の定めに基づく免除をしてはならない。</p> <p>5 前条第四項の規定は、第一項の規定による定款/寄附行為の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。</p> <p>(責任限定契約) [社団]/[財団]</p> <p>第百十五条 第百十二条の規定にかかわらず、一般社団法人は、理事/評議員又は理事(業務執行理事(理事長及び当該一般社団法人の業務を執行したその他の理事をいう。次項及び第百四十一条第三項において同じ。))又は当該一般社団法人の職員でないものに限る。)又は監事/若しくは監事(以下この条及び第三百一条第二項第十二号において「非理事長理事等」という。)の第百十一条第一項の責任について、当該非理事長理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款/寄附行為で定めた額の範囲内であらかじめ一般社団法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非理事長理事等と締結することができる旨を定款/寄附行為で定めることができる。</p> <p>2 前項の契約を締結した非理事長理事等が当該一般社団法人の業務執行理事又は職員に就任したときは、当該契約は、将来に向かってその効力を失う。</p> <p>3 第百十三条第三項の規定は、定款/寄附行為を変更して第一項の規定</p> | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|---|---|--|
| <p>第四十八条 医療法人の評議員又は理事若しくは監事（以下この項、次条及び第四十九条の三において「役員等」という。）がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。</p> <p>一 理事 次に掲げる行為</p> <p>イ 第五十一条第一項の規定により作成すべきものに記載すべき重</p> | <p>による定款/寄附行為の定め（同項/評議員又は同項に規定する理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を社員総会/評議員会に提出する場合について準用する。</p> <p>4 第一項の契約を締結した一般社団法人が、当該契約の相手方である非理事長理事等が任務を怠つたことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される社員総会/評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。</p> <p>一 百十三条第二項第一号及び第二号に掲げる事項</p> <p>二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由</p> <p>三 医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第四十七条第一項/医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第四十七条第四項において準用する同条第一項の損害のうち、当該非理事長理事等が賠償する責任を負わないとされた額</p> <p>5 百十三条第四項の規定は、非理事長理事等が第一項の契約によつて同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。</p> <p>(理事が自己のためにした取引に関する特則) [社団]/[財団]</p> <p>百十六条 医療法第四十六条の六の四において準用する第八十四条第一項第二号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした理事の百十一条第一項の責任は、任務を怠つたことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもつて免れることができない。</p> <p>2 前三条の規定は、前項の責任については、適用しない。</p> | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|--|---|
| <p>要な事項についての虚偽の記載</p> <p>□ 虚偽の登記</p> <p>ハ 虚偽の公告</p> <p>二 監事 監査報告に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載</p> <p>第四十九条 役員等が医療法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。</p> <p>第四十九条の二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第六章第二節第二款の規定は、社団たる医療法人について準用する。この場合において、同法第二百七十八条第一項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「設立時社員、設立時理事、役員等(第百十一条第一項に規定する役員等をいう。第三項において同じ。)又は清算人」とあるのは「理事又は監事」と、同条第三項中「設立時社員、設立時理事、役員等若しくは清算人」とあるのは「理事又は監事」と、「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第二百八十条第二項中「清算人並びにこれらの者」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。</p> | <p>【参考】一般法人法の読み替え</p> <p>第六章 雑則</p> <p>第二節 訴訟</p> <p>第二款 一般社団法人における責任追及の訴え〔社団〕 (責任追及の訴え)</p> <p>第二百七十八条 社員は、一般社団法人に対し、書面その他の厚生労働省令で定める方法により、理事又監事の責任を追及する訴え(以下この款において「責任追及の訴え」という。)の提起を請求することができる。ただし、責任追及の訴えが当該社員若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該一般社団法人に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。</p> <p>2 一般社団法人が前項の規定による請求の日から六十日以内に責任追及の訴えを提起しないときは、当該請求をした社員は、一般社団法人のために、責任追及の訴えを提起することができる。</p> <p>3 一般社団法人は、第一項の規定による請求の日から六十日以内に責任追及の訴えを提起しない場合において、当該請求をした社員又は同項の理事又は監事から請求を受けたときは、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を書面その他の厚生労働省令で定める方法により通知しなければならない。</p> | <p>(法第四十九条の二において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百七十八条第一項の厚生労働省令で定める方法)</p> <p>第三十二条の三 法第四十九条の二において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百七十八条第一項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 被告となるべき者 二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実 <p>(法第四十九条の二において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百七十八条第三項の厚生労働省令で定める方法)</p> <p>第三十二条の四 法第四十九条の二において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百七十八条第三項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医療法人が行った調査の内容(次号の判断の基礎とした資料を含む。) 二 請求対象者(理事又は監事であつて、法第四十九条の二において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百 |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|--|---|
| | <p>4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、同項の期間の経過により一般社団法人に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、第一項の社員は、一般社団法人のために、直ちに責任追及の訴えを提起することができる。ただし、同項ただし書に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>5 第二項又は前項の責任追及の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。</p> <p>6 社員が責任追及の訴えを提起したときは、裁判所は、被告の申立てにより、当該社員に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。</p> <p>7 被告が前項の申立てをするには、責任追及の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。</p> <p>(訴えの管轄)</p> <p>第二百七十九条 責任追及の訴えは、一般社団法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。</p> <p>(訴訟参加)</p> <p>第二百八十条 社員又は一般社団法人は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、責任追及の訴えに係る訴訟に参加することができる。ただし、不当に訴訟手続を遅延させることとなるとき、又は裁判所に対し過大な事務負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。</p> <p>2 監事設置一般社団法人が、理事及び理事であった者を補助するため、責任追及の訴えに係る訴訟に参加するには、監事(監事が二人以上ある場合にあっては、各監事)の同意を得なければならない。</p> <p>3 社員は、責任追及の訴えを提起したときは、遅滞なく、一般社団法人に対し、訴訟告知をしなければならない。</p> <p>4 一般社団法人は、責任追及の訴えを提起したとき、又は前項の訴訟告知を受けたときは、遅滞なく、その旨を社員に通知しなければならない。</p> | <p>七十八条第一項の規定による請求に係る前条第一号に掲げる者をいう。次号において同じ。)の責任又は義務の有無についての判断及びその理由</p> <p>三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及の訴え(法第四十九条の二において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百七十八条第一項に規定する責任追及の訴えをいう。)を提起しないときは、その理由</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|--|--|
| | <p>い。</p> <p>(和解)</p> <p>第二百八十一条 民事訴訟法第二百六十七条の規定は、一般社団法人が責任追及の訴えに係る訴訟における和解の当事者でない場合には、当該訴訟における訴訟の目的については、適用しない。ただし、当該一般社団法人の承認がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する場合において、裁判所は、一般社団法人に対し、和解の内容を通知し、かつ、当該和解に異議があるときは二週間以内に異議を述べるべき旨を催告しなければならない。</p> <p>3 一般社団法人が前項の期間内に書面により異議を述べなかったときは、同項の規定による通知の内容で社員が和解をすることを承認したものとみなす。</p> <p>4 第二十五条、第十二条(第二百七条第四項において準用する場合を含む。)及び第四十一条第五項(同項ただし書に規定する超過額を超えない部分について負う責任に係る部分に限る。)の規定は、責任追及の訴えに係る訴訟における和解をする場合には、適用しない。</p> <p>(費用等の請求)</p> <p>第二百八十二条 責任追及の訴えを提起した社員が勝訴(一部勝訴を含む。)した場合において、当該責任追及の訴えに係る訴訟に関し、必要な費用(訴訟費用を除く。)を支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該一般社団法人に対し、その費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。</p> <p>2 責任追及の訴えを提起した社員が敗訴した場合であっても、悪意があったときを除き、当該社員は、当該一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する義務を負わない。</p> <p>3 前二項の規定は、第二百八十条第一項の規定により同項の訴訟に参加した社員について準用する。</p> <p>(再審の訴え)</p> <p>第二百八十三条 責任追及の訴えが提起された場合において、原告及び被告が共謀して責任追及の訴えに係る訴訟の目的である一般社団法人の権利を害する目的をもって判決をさせたときは、一般社団法人又は社員は、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。</p> | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|---|--|--|
| <p>第四十九条の三 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第六章第二節第三款の規定は、医療法人の役員等の解任の訴えについて準用する。この場合において、同法第二百八十四条中「定款」とあるのは、「定款若しくは寄附行為」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> | <p>2 前条の規定は、前項の再審の訴えについて準用する。</p> <p style="text-align: center;">第三款 一般社団法人等の役員等の解任の訴え [社団]/[財団]</p> <p>(一般社団法人等の役員等の解任の訴え)</p> <p>第二百八十四条 理事、監事又は評議員(以下この款において「役員等」という。)の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該役員等を解任する旨の議案が社員総会又は評議員会において否決されたときは、次に掲げる者は、当該社員総会又は評議員会の日から三十日以内に、訴えをもって当該役員等の解任を請求することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">一 総社員(当該請求に係る理事又は監事である社員を除く。)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の議決権を有する社員(当該請求に係る理事又は監事である社員を除く。)</p> <p style="padding-left: 2em;">二 評議員</p> <p>(被告)</p> <p>第二百八十五条 前条の訴え(次条及び第三百十五条第一項第一号二において「一般社団法人等の役員等の解任の訴え」という。)については、当該一般社団法人等及び前条の役員等を被告とする。</p> <p>(訴えの管轄)</p> <p>第二百八十六条 一般社団法人等の役員等の解任の訴えは、当該一般社団法人等の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。</p> | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| <p>第四節 計算</p> <p>第五十条 医療法人の会計は、この法律及びこの法律に基づく厚生労働省令の規定によるほか、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。</p> <p>第五十条の二 医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。</p> <p>2 医療法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。</p> <p>第五十一条 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者（理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。）との取引の状況に関する報告書その他厚生労働省令で定める書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</p> | | <p>第四節 計算</p> <p>(会計帳簿の作成)</p> <p>第三十二条の五 法第五十条の二第一項の規定により作成すべき会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。</p> <p>(法第五十一条第一項の厚生労働省令で定める特殊の関係)</p> <p>第三十二条の六 法第五十一条第一項の厚生労働省令で定める特殊の関係は、第一号に掲げる者が当該医療法人と第二号に掲げる取引を行う場合における当該関係とする。</p> <p>一 次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 当該医療法人の役員又はその近親者（配偶者又は二親等内の親族をいう。口及び八において同じ。）</p> <p>ロ 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人</p> <p>ハ 当該医療法人の役員又はその近親者が株主総会若しくは社員総会若しくは評議員会又は取締役会若しくは理事会の議決権の過半数を占めている法人</p> <p>ニ 他の法人の役員が当該医療法人の社員総会若しくは評議員会又は理事会の議決権の過半数を占めている場合における当該他の法人</p> <p>ホ ハの法人の役員が他の法人（当該医療法人を除く。）の株主総会若しくは社員総会若しくは評議員会又は取締役会若しくは理事会の議決権の過半数を占めている場合における他の法人</p> <p>二 次のいずれかに該当する取引</p> <p>イ 事業収益又は事業費用の額が、一千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額又は本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額の十パーセント以上を</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|---|
| | <p>委任: 社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</p> | <p>占める取引</p> <p>ロ 事業外収益又は事業外費用の額が、一千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の十パーセント以上を占める取引</p> <p>ハ 特別利益又は特別損失の額が一千万円以上である取引</p> <p>ニ 資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の一パーセント以上を占め、かつ一千万円を超える残高になる取引</p> <p>ホ 資金貸借並びに有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、一千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の一パーセント以上を占める取引</p> <p>ヘ 事業の譲受又は譲渡の場合にあつては、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、一千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の一パーセント以上を占める取引</p> <p>(法第五十一条第一項の厚生労働省令で定める書類等)</p> <p>第三十三条 法第五十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類は次に掲げる書類とする。</p> <p>一 社会医療法人については、法第四十二条の二第一項第一号から第六号までの要件に該当する旨を説明する書類</p> <p>二 社会医療法人債発行人(法第五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人をいい、当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。次項及び次条第三号において同じ。)については次に掲げる書類</p> <p>イ 前号に掲げる書類(当該社会医療法人債発行人が社会医療法人である場合に限る。)</p> <p>ロ 純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表</p> <p>三 法第五十一条第二項に規定する医療法人については純資産変動計算書及び附属明細表</p> <p>2 社会医療法人債発行人は、法第五十一条第一項の規定に基づき、同項に規定する事業報告書等(以下単に「事業報告書等」という。)のうち、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び前項第二号ロに掲げる書類を作成するに当たつては、別に厚生労働省令で定めるところにより作成するものとする。</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|---|---|--|
| <p>2 医療法人(その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。</p> <p>3 医療法人は、貸借対照表及び損益計算書を作成した時から十年間、当該貸借対照表及び損益計算書を保存しなければならない。</p> <p>4 医療法人は、事業報告書等について、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。</p> <p>5 第二項の医療法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、厚生労働省令で定めるところにより、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。</p> | <p>委任: 医療法人会計基準 (平成28年4月20日 厚生労働省令第95号)</p> | <p>(法第五十一条第二項の厚生労働省令で定める基準に該当する者)</p> <p>第三十三条の二 法第五十一条第二項の厚生労働省令で定める基準に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 最終会計年度(事業報告書等につき法第五十一条第六項の承認を受けた直近の会計年度をいう。以下この号及び次号において同じ。)に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が五十億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が七十億円以上である医療法人 二 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二十億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が十億円以上である社会医療法人 三 社会医療法人債発行法人である社会医療法人 <p>(監事及び公認会計士等の監査)</p> <p>第三十三条の二の二 法第五十一条第四項及び第五項の規定による監査については、この条から第三十三条の二の六までに定めるところによる。</p> <p>2 前項に規定する監査には、公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第二条第一項に規定する監査のほか、貸借対照表及び損益計算書に表示された情報と貸借対照表及び損益計算書に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。</p> <p>(監事の監査報告書の内容)</p> <p>第三十三条の二の三 法第五十一条第四項の監事(以下単に「監事」という。)は、事業報告書等を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監事の監査報告書(法第五十一条の四第一項第二号に規定する監事の監査報告書をいう。以下この条及び次条において同じ。)を作成しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 監事の監査の方法及びその内容 二 事業報告書等が法令に準拠して作成されているかどうかについての意見 三 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由 四 監事の監査報告書を作成した日 |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| | | <p>(監事の監査報告書の通知期限等)</p> <p>第三十三条の二の四 監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、法第五十一条の二第一項の理事(この条及び第三十三条の二の六において単に「理事」という。)に対し、監事の監査報告書の内容を通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業報告書等を受領した日から四週間を経過した日 二 当該理事及び当該監事が合意により定めた日があるときは、その日 <p>(公認会計士等の監査報告書の内容)</p> <p>第三十三条の二の五 法第五十一条第五項の公認会計士又は監査法人(以下この条及び次条において「公認会計士等」という。)は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする公認会計士等の監査報告書(法第五十一条の四第二項第二号に規定する公認会計士等の監査報告書をいう。以下この項及び次条において同じ。)を作成しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 公認会計士等の監査の方法及びその内容 二 財産目録、貸借対照表及び損益計算書が法令に準拠して作成されているかどうかについての意見 三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由 四 追記情報 五 公認会計士等の監査報告書を作成した日 <p>2 前項第四号の「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、公認会計士等の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財産目録、貸借対照表及び損益計算書の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 正当な理由による会計方針の変更 二 重要な偶発事象 三 重要な後発事象 <p>(公認会計士等の監査報告書の通知期限等)</p> <p>第三十三条の二の六 公認会計士等は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、理事及び監事に対し、公認会計士等の監査報告書の内容を通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 財産目録、貸借対照表及び損益計算書を受領した日から四週間を経過した日 二 当該理事、当該監事及び当該公認会計士等が合意により定めた日が |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|---|
| <p>6 医療法人は、前二項の監事又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>第五十一条の二 社団たる医療法人の理事は、前条第六項の承認を受けた事業報告書等を社員総会に提出しなければならない。</p> <p>2 理事は、前項の社員総会の招集の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、社員に対し、前条第六項の承認を受けた事業報告書等を提供しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書に限る。）は、社員総会の承認を受けなければならない。</p> <p>4 理事は、第一項の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書を除く。）の内容を社員総会に報告しなければならない。</p> <p>5 前各項の規定は、財団たる医療法人について準用する。この場合において、前各項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第二項中「社員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。</p> <p>第五十一条の三 医療法人（その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、前条第三項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の承認を受けた事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書に限る。）を公告しなければならない。</p> | | <p>あるときは、その日</p> <p>2 財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、理事及び監事が前項の規定による公認会計士等の監査報告書の内容の通知を受けた日に、法第五十一条第二項の医療法人は、公認会計士等の監査を受けたものとする。</p> <p>3 公認会計士等が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による公認会計士等の監査報告書の内容の通知をしない場合には、前項の規定にかかわらず、当該通知をすべき日に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、法第五十一条第二項の医療法人は、公認会計士等の監査を受けたものとする。</p> <p>(事業報告書等の提供方法)</p> <p>第三十三条の二の七 社団たる医療法人の理事は、社員に対し法第五十一条の二第一項の社員総会の招集の通知を電磁的方法により発するときには、同項の規定による事業報告書等の提供に代えて、当該事業報告書等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、この場合においても、社員の請求があつたときは、当該事業報告書等を当該社員に提供しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、財団たる医療法人について準用する。この場合において、同項中「社員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。</p> <p>(法第五十一条の三の厚生労働省令で定める基準に該当する者)</p> <p>第三十三条の二の八 法第五十一条の三の厚生労働省令で定める基準に該当する者は、次に掲げる者とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">一 第三十三条の二第一号に規定する医療法人</p> <p style="margin-left: 20px;">二 社会医療法人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第三十三条の二の九 法第五十一条の三に規定する医療法人は、同条の規定による公告の方法として、次に掲げる方法のいずれかを定めることが</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| <p>第五十一条の四 医療法人(次項に規定する者を除く。)は、次に掲げる書類をその主たる事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業報告書等 二 第四十六条の八第三号の監査報告書(以下「監事の監査報告書」という。) 三 定款又は寄附行為 <p>2 社会医療法人及び第五十一条第二項の医療法人(社会医療法人を除く。)は、次に掲げる書類(第二号に掲げる書類にあつては、第五十一条第二項の医療法人に限る。)をその主たる事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 前項各号に掲げる書類 二 公認会計士又は監査法人の監査報告書(以下「公認会計士等の監査報告書」という。) <p>3 医療法人は、第五十一条の二第一項の社員総会の日(財団たる医療法人にあつては、同条第五項において読み替えて準用する同条第一項の評議員会の日)の一週間前の日から五年間、事業報告書等、監事の監査報</p> | | <p>できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 官報に掲載する方法 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法 三 電子公告(公告方法のうち、電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置を採る方法をいう。以下同じ。) <p>(電子公告の公告期間)</p> <p>第三十三条の二の十 医療法人が電子公告により公告をする場合には、法第五十一条の三の貸借対照表及び損益計算書について、法第五十一条の二第三項の承認をした社員総会又は同条第五項において読み替えて準用する同条第三項の承認をした評議員会の終結の日後三年を経過する日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。</p> <p>(書類の閲覧)</p> <p>第三十三条の二の十一 法第五十一条の四第一項及び第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は主たる事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令（この列には、その他の委任なども参考掲載）</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日）</p> |
|--|--|---|
| <p>告書及び公認会計士等の監査報告書をその主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>4 前三項の規定は、医療法人の従たる事務所における書類の備置き及び閲覧について準用する。この場合において、第一項中「書類」とあるのは「書類の写し」と、第二項中「限る。」とあるのは「限る。」の写し」と、前項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「事業報告書等」とあるのは「事業報告書等の写し」と、「監査報告書」とあるのは「監査報告書の写し」と読み替えるものとする。</p> <p>第五十二条 医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業報告書等 二 監事の監査報告書 三 第五十一条第二項の医療法人にあつては、公認会計士等の監査報告書 <p>2 都道府県知事は、定款若しくは寄附行為又は前項の届出に係る書類について請求があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>第五十三条 医療法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。ただし、定款又は寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。</p> <p>第五十四条 医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。</p> | | <p>（事業報告書等の届出等）</p> <p>第三十三条の十二 法第五十二条第一項の規定に基づく届出を行う場合には、同項各号に掲げる書類（第三十三条第一項第一号に規定する書類については、法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類、第三十条の三十五の三第一項第一号二に規定する支給の基準を定めた書類及び同条第二項に規定する保有する資産の明細表に限る。）には、副本を添付しなければならない。</p> <p>2 法第五十二条第二項の閲覧は、同条第一項の届出に係る書類（第三十三条第一項第一号に規定する書類については、法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類、第三十条の三十五の三第一項第一号二に規定する支給の基準を定めた書類及び同条第二項に規定する保有する資産の明細表に限る。）であつて過去三年間に届け出られた書類について行うものとする。</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|---|---|--|
| <p>第五節 社会医療法人債</p> <p>第五十四条の二 社会医療法人は、救急医療等確保事業の実施に資するため、社員総会において議決された額又は寄附行為の定めるところにより評議員会において議決された額を限度として、社会医療法人債(第五十四条の七において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)の規定により社会医療法人が行う割当てにより発生する当該社会医療法人を債務者とする金銭債権であつて、次条第一項各号に掲げる事項についての定めに従い償還されるものをいう。以下同じ。)を発行することができる。</p> <p>2 前項の社会医療法人債を発行したときは、社会医療法人は、当該社会医療法人債の発行収入金に相当する金額を第四十二条の二第三項に規定する特別の会計に繰り入れてはならない。</p> <p>第五十四条の三 社会医療法人は、その発行する社会医療法人債を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集社会医療法人債(当該募集に応じて当該社会医療法人債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる社会医療法人債をいう。以下同じ。)について次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 募集社会医療法人債の発行により調達する資金の用途 二 募集社会医療法人債の総額 三 各募集社会医療法人債の金額 四 募集社会医療法人債の利率 五 募集社会医療法人債の償還の方法及び期限 六 利息支払の方法及び期限 七 社会医療法人債券(社会医療法人債を表示する証券をいう。以下同じ。)を発行するときは、その旨 八 社会医療法人債に係る債権者(以下「社会医療法人債権者」という。)が第五十四条の七において準用する会社法第六百九十八条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨 九 社会医療法人債管理者が社会医療法人債権者集会の決議によらずに第五十四条の七において準用する会社法第七百六条第一項第二号 | | <p>第五節 社会医療法人債</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|---|---|--|
| <p>に掲げる行為をすることができることとするときは、その旨</p> <p>十 各募集社会医療法人債の払込金額(各募集社会医療法人債と引換えに払い込む金銭の額をいう。)若しくはその最低金額又はこれらの算定方法</p> <p>十一 募集社会医療法人債と引換えにする金銭の払込みの期日</p> <p>十二 一定の日までに募集社会医療法人債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、募集社会医療法人債の全部を発行しないこととするときは、その旨及びその一定の日</p> <p>十三 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項</p> <p>2 前項第二号に掲げる事項その他の社会医療法人債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として厚生労働省令で定める事項は、理事の過半数で決しなければならない。</p> <p>第五十四条の四 社会医療法人は、社会医療法人債を発行した日以後遅滞なく、社会医療法人債原簿を作成し、これに次に掲げる事項を記載し、</p> | | <p>(募集事項等)</p> <p>第三十三条の三 法第五十四条の三第一項第十三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 数回に分けて募集社会医療法人債と引換えに金銭の払込みをさせるときは、その旨及び各払込みの期日における払込金額(法第五十四条の三第一項第十号に規定する払込金額をいう。以下この条において同じ。)</p> <p>二 募集社会医療法人債と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭以外の財産を給付する旨の契約を締結するときは、その契約の内容</p> <p>三 法第五十四条の五の規定による委託に係る契約において法に規定する社会医療法人債管理者の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容</p> <p>四 法第五十四条の七において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百十一条第二項本文に規定するときは、同項本文に規定する事由</p> <p>2 法第五十四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 二以上の募集(法第五十四条の三第一項の募集をいう。以下同じ。)に係る同項各号に掲げる事項の決定を委任するときは、その旨</p> <p>二 募集社会医療法人債の総額の上限(前号に規定する場合にあつては、各募集に係る募集社会医療法人債の総額の上限の合計額)</p> <p>三 募集社会医療法人債の利率の上限その他の利率に関する事項の要綱</p> <p>四 募集社会医療法人債の払込金額の総額の最低金額その他の払込金額に関する事項の要綱</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令（この列には、その他の委任なども参考掲載）</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日）</p> |
|---|--|--|
| <p>又は記録しなければならない。</p> <p>一 前条第一項第四号から第九号までに掲げる事項その他の社会医療法人債の内容を特定するものとして厚生労働省令で定める事項（以下「種類」という。）</p> <p>二 種類ごとの社会医療法人債の総額及び各社会医療法人債の金額</p> <p>三 各社会医療法人債と引換えに払い込まれた金銭の額及び払込みの日</p> <p>四 社会医療法人債権者（無記名社会医療法人債（無記名式の社会医療法人債券が発行されている社会医療法人債をいう。）の社会医療法人債権者を除く。）の氏名又は名称及び住所</p> <p>五 前号の社会医療法人債権者が各社会医療法人債を取得した日</p> <p>六 社会医療法人債券を発行したときは、社会医療法人債券の番号、発行の日、社会医療法人債券が記名式か、又は無記名式かの別及び無記名式の社会医療法人債券の数</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項</p> <p>第五十四条の五 社会医療法人は、社会医療法人債を発行する場合には、社会医療法人債管理者を定め、社会医療法人債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の社会医療法人債の管理を行うことを委託しなければならない。ただし、各社会医療法人債の金額が一億円以上である場合その他社会医療法人債権者の保護に欠けるおそれがないものとして厚</p> | | <p>（社会医療法人債の種類）</p> <p>第三十三条の四 法第五十四条の四第一号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 社会医療法人債の利率</p> <p>二 社会医療法人債の償還の方法及び期限</p> <p>三 利息支払の方法及び期限</p> <p>四 社会医療法人債券を発行するときは、その旨</p> <p>五 社会医療法人債権者が法第五十四条の七において準用する会社法第六百九十八条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨</p> <p>六 社会医療法人債管理者が社会医療法人債権者集会の決議によらずに法第五十四条の七において準用する会社法第七百六条第一項第二号に掲げる行為をすることができることとするときは、その旨</p> <p>七 社会医療法人債管理者を定めたときは、その名称及び住所並びに法第五十四条の五の規定による委託に係る契約の内容</p> <p>八 社会医療法人債原簿管理人を定めたときは、その氏名又は名称及び住所</p> <p>九 社会医療法人債が担保付社会医療法人債であるときは、法第五十四条の八において準用する担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第十九条第一項第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項</p> <p>（社会医療法人債原簿記載事項）</p> <p>第三十三条の五 法第五十四条の四第七号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 募集社会医療法人債と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭以外の財産の給付があつたときは、その財産の価額及び給付の日</p> <p>二 社会医療法人債権者が募集社会医療法人債と引換えにする金銭の払込みをする債務と社会医療法人に対する債権とを相殺したときは、その債権の額及び相殺をした日</p> <p>（社会医療法人債管理者を設置することを要しない場合）</p> <p>第三十三条の六 法第五十四条の五に規定する厚生労働省令で定める場合は、ある種類（法第五十四条の四第一号に規定する種類をいう。以下この条において同じ。）の社会医療法人債の総額を当該種類の各社会医療法人債の金額の最低額で除して得た数が五十を下回る場合とする。</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令（この列には、その他の委任なども参考掲載）</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | | | | | | |
|--|---|--|-----------|---------|-----|-----|-----|---|
| <p>生労働省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>第五十四条の六 社会医療法人債権者は、社会医療法人債の種類ごとに社会医療法人債権者集会を組織する。</p> <p>2 社会医療法人債権者集会は、この法律又は次条において準用する会社法に規定する事項及び社会医療法人債権者の利害に関する事項について決議をすることができる。</p> <p>第五十四条の七 会社法第六百七十七条から第六百八十条まで、第六百八十二条、第六百八十三条、第六百八十四条（第四項及び第五項を除く。）、第六百八十五条から第七百一条まで、第七百三条から第七百四十四条まで、第七百七条から第七百四十二条まで、第七編第二章第七節、第八百六十八条第四項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第二号及び第七号から第九号までに係る部分に限る。）、第八百七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、社会医療法人が社会医療法人債を発行する場合における社会医療法人債、募集社会医療法人債、社会医療法人債券、社会医療法人債権者、社会医療法人債管理者、社会医療法人債権者集会又は社会医療法人債原簿について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> | <p>（社会医療法人債等に関する技術的読替え）</p> <p>第五条の六 法第五十四条の七において社会医療法人が社会医療法人債を発行する場合における社会医療法人債、募集社会医療法人債、社会医療法人債券、社会医療法人債権者、社会医療法人債管理者、社会医療法人債権者集会又は社会医療法人債原簿について会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="790 724 1435 786"> <thead> <tr> <th>読み替える会社法の規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第五条の七 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（準用会社法（法第五十四条の七において準用する会社法をいう。以下この条及び次条において同じ。）第六百七十七条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び次条において同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 準用会社法第六百七十七条第三項 二 準用会社法第七百二十一条第四項 三 準用会社法第七百二十五条第三項 四 準用会社法第七百二十七条第一項 五 準用会社法第七百三十九条第二項 <p>2 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした</p> | 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 | （略） | （略） | （略） | <p>（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）</p> <p>第三十三条の七 法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第六百七十七条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 社会医療法人債管理者を定めたときは、その名称及び住所 二 社会医療法人債原簿管理人を定めたときは、その氏名又は名称及び住所 <p>（電磁的方法）</p> <p>第三十三条の八 第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第六百七十七条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの <ol style="list-style-type: none"> イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回路を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 <p>2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。</p> |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 | | | | | | |
| （略） | （略） | （略） | | | | | | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|--|---|
| | <p>場合は、この限りでない。</p> <p>(電磁的方法による通知の承諾等)</p> <p>第五条の八 準用会社法第七百二十条第二項の規定により電磁的方法により通知を發しようとする者(次項において「通知發出者」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定による承諾を得た通知發出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて發してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> | <p>(申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合)</p> <p>第三十三条の九 法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第六百七十七条第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、社会医療法人が同条第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該社会医療法人が証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法(法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第六百七十七条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下この章において同じ。)により提供している場合 二 当該社会医療法人が外国の法令に基づき目論見書その他これに相当する書面その他の資料を提供している場合 <p>(電磁的記録)</p> <p>第三十三条の十 法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第六百八十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。</p> <p>(電子署名)</p> <p>第三十三条の十一 法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第六百八十二条第三項及び第六百九十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。</p> <p>2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録(法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第六百八十二条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下この章において同じ。)に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。 <p>(閲覧権者)</p> <p>第三十三条の十二 法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|---|
| | | <p>第六百八十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、社会医療法人債権者その他の社会医療法人債発行法人の債権者及び社員とする。</p> <p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)</p> <p>第三十三条の十三 法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第六百八十四条第二項第二号及び第七百三十一条第三項第二号に規定する厚生労働省令で定める方法は、これらの規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>(社会医療法人債原簿記載事項の記載等の請求)</p> <p>第三十三条の十四 法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第六百九十一条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 社会医療法人債取得者(社会医療法人債を社会医療法人債発行法人以外の者から取得した者(当該社会医療法人債発行法人を除く。)をいう。)が社会医療法人債権者として社会医療法人債原簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該社会医療法人債取得者の取得した社会医療法人債に係る法第五十四条の七において準用する会社法第六百九十一条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。 二 社会医療法人債取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するもの内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。 三 社会医療法人債取得者が一般承継により当該医療法人の社会医療法人債を取得した者である場合において、当該一般承継を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。 四 社会医療法人債取得者が当該医療法人の社会医療法人債を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。 <p>2 前項の規定にかかわらず、社会医療法人債取得者が取得した社会医療法人債が社会医療法人債券を発行する定めがあるものである場合には、法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第六百九十一条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、社会医療法人債取得者が社会医療法人債券を提示して請求をした場合とする。</p> <p>(社会医療法人債管理者の資格)</p> <p>第三十三条の十五 法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| | | <p>第七百三条第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 担保付社債信託法第三条の免許を受けた者 二 株式会社商工組合中央金庫 三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合連合会 四 信用協同組合又は中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会 五 信用金庫又は信用金庫連合会 六 労働金庫連合会 七 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行 八 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社 九 農林中央金庫 <p>(電子公告を行うための電磁的方法)</p> <p>第三十三条の十六 法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第七百六条第三項に規定する不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて厚生労働省令で定めるものは、第三十三条の八第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法とする。</p> <p>(特別の関係)</p> <p>第三十三条の十七 法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第七百十条第二項第二号(法第五十四条の七において準用する会社法第七百十二条において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 法人の総社員又は総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する者(以下この条において「支配社員」という。)と当該法人(以下この条において「被支配法人」という。)との関係 二 被支配法人とその支配社員の他の被支配法人との関係 <p>2 支配社員とその被支配法人が合わせて他の法人の総社員又は総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合には、当該他の法人も、当該支配社員の被支配法人とみなして前項の規定を適用する。</p> <p>(社会医療法人債権者集会の招集の決定事項)</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| | | <p>第三十三条の十八 法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第七百十九条第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 次条の規定により社会医療法人債権者集会参考書類に記載すべき事項 二 書面による議決権の行使の期限(社会医療法人債権者集会の日時以前の時であつて、法第五十四条の七において準用する会社法第七百二十条第一項の規定による通知を發した時から二週間を經過した時以後の時に限る。) 三 一の社会医療法人債権者が同一の議案につき法第五十四条の七において準用する会社法第七百二十六条第一項(同法第七百十九条第三号に掲げる事項を定めた場合にあつては、同法第七百二十六条第一項又は第七百二十七条第一項)の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該社会医療法人債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項 四 第三十三条の二十第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容 五 法第五十四条の七において準用する会社法第七百十九条第三号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 電磁的方法による議決権の行使の期限(社会医療法人債権者集会の日時以前の時であつて、法第五十四条の七において準用する会社法第七百二十条第一項の規定による通知を發した時から二週間を經過した時以後の時に限る。) ロ 法第五十四条の七において準用する会社法第七百二十条第二項の承諾をした社会医療法人債権者の請求があつた時に当該社会医療法人債権者に対して同法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面(同項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。)の交付(当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。)をすることとするときは、その旨 <p>(社会医療法人債権者集会参考書類)</p> <p>第三十三条の十九 社会医療法人債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 議案 二 議案が代表社会医療法人債権者の選任に関する議案であるときは、 |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| | | <p>次に掲げる事項</p> <p>イ 候補者の氏名又は名称</p> <p>ロ 候補者の略歴又は沿革</p> <p>ハ 候補者が社会医療法人債発行人又は社会医療法人債権者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要</p> <p>2 社会医療法人債権者集会参考書類には、前項に定めるもののほか、社会医療法人債権者の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。</p> <p>3 同一の社会医療法人債権者集会に関して社会医療法人債権者に対して提供する社会医療法人債権者集会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供している事項がある場合には、これらの事項は、社会医療法人債権者集会参考書類に記載することを要しない。</p> <p>4 同一の社会医療法人債権者集会に関して社会医療法人債権者に対して提供する招集通知(法第五十四条の七において準用する会社法第七百二十条第一項又は第二項の規定による通知をいう。以下この章において同じ。)の内容とすべき事項のうち、社会医療法人債権者集会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。</p> <p>(議決権行使書面)</p> <p>第三十三条の二十 法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第七百二十一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第七百二十二条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 各議案についての賛否(棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。)を記載する欄</p> <p>二 第三十三条の十八第三号八に掲げる事項を定めたときは、当該事項</p> <p>三 第三十三条の十八第三号二に掲げる事項を定めたときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が招集者(法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第七百十九条に規定する招集者をいう。以下この条において同じ。)に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容</p> <p>四 議決権の行使の期限</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|---|
| | | <p>五 議決権を行使すべき社会医療法人債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数</p> <p>2 第三十三条の十八第五号ロに掲げる事項を定めた場合には、招集者は、法第五十四条の七において準用する会社法第七百二十条第二項の承諾をした社会医療法人債権者の請求があつた時に、当該社会医療法人債権者に対して、法第五十四条の七において準用する会社法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。</p> <p>3 同一の社会医療法人債権者集会に関して社会医療法人債権者に対して提供する議決権行使書面に記載すべき事項（第一項第二号から第四号までに掲げる事項に限る。）のうち、招集通知の内容としている事項がある場合には、当該事項は、社会医療法人債権者に対して提供する議決権行使書面に記載することを要しない。</p> <p>4 同一の社会医療法人債権者集会に関して社会医療法人債権者に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、社会医療法人債権者に対して提供する招集通知の内容とすることを要しない。</p> <p>(書面による議決権行使の期限)</p> <p>第三十三条の二十一 法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第七百二十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める時は、第三十三条の十八第二号の行使の期限とする。</p> <p>(電磁的方法による議決権行使の期限)</p> <p>第三十三条の二十二 法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第七百二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める時は、第三十三条の十八第五号イの行使の期限とする。</p> <p>(社会医療法人債権者集会の議事録)</p> <p>第三十三条の二十三 法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第七百三十一条第一項の規定による社会医療法人債権者集会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。</p> <p>2 社会医療法人債権者集会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。</p> <p>3 社会医療法人債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令（この列には、その他の委任なども参考掲載）</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日）</p> |
|--|--|--|
| <p>第五十四条の八 社会医療法人債は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、社債とみなす。</p> | <p style="text-align: center;">（社会医療法人債に関する法令の適用）</p> <p>第五条の九 法第五十四条の八に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。同法第二十四条第二項を除く。）及び担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）とし、社会医療法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、社会医療法人、社会医療法人債権者、代表社会医療法人債権者、社会医療法人債券、社会医療法人債管理者、社会医療法人債原簿又は社会医療法人債権者集会は、それぞれ会社法に規定する会社、社債権者、代表社債権者、社債券、社債管理者、社債原簿又は社債権者集会和みなす。この場</p> | <p>一 社会医療法人債権者集会在開催された日時及び場所</p> <p>二 社会医療法人債権者集会の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>三 法第五十四条の七において準用する会社法第七百二十九条第一項の規定により社会医療法人債権者集会において述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>四 社会医療法人債権者集会に出席した社会医療法人債発行法人の代表者又は社会医療法人債管理者の氏名又は名称</p> <p>五 社会医療法人債権者集会に議長が存するときは、議長の氏名</p> <p>六 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名又は名称</p> <p style="text-align: center;">（医療法施行令に係る電磁的方法）</p> <p>第三十三条の二十四 令第五条の七第一項及び第五条の八第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの</p> <p style="padding-left: 4em;">(1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p style="padding-left: 4em;">(2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | | | | | | |
|---|--|--|-----------|---------|-----|-----|-----|--|
| <p>第六節 定款及び寄附行為の変更</p> <p>第五十四条の九 社団たる医療法人が定款を変更するには、社員総会の決議によらなければならない。</p> <p>2 財団たる医療法人が寄附行為を変更するには、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。</p> <p>3 定款又は寄附行為の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>4 都道府県知事は、前項の規定による認可の申請があつた場合には、第四十五条第一項に規定する事項及び定款又は寄附行為の変更の手續が法令又は定款若しくは寄附行為に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。</p> <p>5 医療法人は、第三項の厚生労働省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その変更した定款又は寄附行為を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>6 第四十四条第五項の規定は、定款又は寄附行為の変更により、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設け、又は変更する場合について準用する。</p> | <p>合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="790 347 1435 408"> <thead> <tr> <th>読み替える会社法の規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 | (略) | (略) | (略) | <p>第六節 定款及び寄附行為の変更</p> <p>(定款及び寄附行為の変更の認可)</p> <p>第三十三条の二十五 法第五十四条の九第三項の規定により定款又は寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 定款又は寄附行為変更の内容(新旧対照表を添付すること。)及びその事由を記載した書類</p> <p>二 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手續を経たことを証する書類</p> <p>2 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、法第三十九条第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、第三十一条第五号及び第十一号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、前項の申請書に添付しなければならない。</p> <p>3 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が法第四十二条各号に掲げる業務を行う場合に係るものであるときは、第一項各号の書類のほか、第三十一条第六号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、第一項の申請書に添付しなければならない。</p> <p>4 定款又は寄附行為の変更が、社会医療法人である医療法人が法第四十二条の二第一項の収益業務を行う場合に係るものであるときは、第一項</p> |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 | | | | | | |
| (略) | (略) | (略) | | | | | | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|---|---|--|
| <p>第七節 解散及び清算</p> <p>第五十五条 社団たる医療法人は、次の事由によつて解散する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 定款をもつて定めた解散事由の発生 二 目的たる業務の成功の不能 三 社員総会の決議 四 他の医療法人との合併(合併により当該医療法人が消滅する場合に限る。次条第一項及び第五十六条の三において同じ。) 五 社員の欠亡 六 破産手続開始の決定 七 設立認可の取消し <p>2 社団たる医療法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、前項第三号の社員総会の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>3 財団たる医療法人は、次に掲げる事由によつて解散する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 寄附行為をもつて定めた解散事由の発生 二 第一項第二号、第四号、第六号又は第七号に掲げる事由 <p>4 医療法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。</p> <p>5 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。</p> <p>6 第一項第二号又は第三号に掲げる事由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> | | <p>各号の書類のほか、収益業務の概要及び運営方法を記載した書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、第一項の申請書に添付しなければならない。</p> <p>(法第五十四条の九第三項の厚生労働省令で定める事項)</p> <p>第三十三条の二十六 法第五十四条の九第三項の厚生労働省令で定める事項は、法第四十四条第二項第四号及び第十二号に掲げる事項とする。</p> <p>第七節 解散及び清算</p> <p>(解散の認可の申請)</p> <p>第三十四条 法第五十五条第六項の規定により、解散の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令（この列には、その他の委任なども参考掲載）</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日）</p> |
|---|--|--|
| <p>7 都道府県知事は、前項の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>8 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第三項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>第五十六条 解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。</p> <p>2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。</p> <p>第五十六条の二 解散した医療法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。</p> <p>第五十六条の三 医療法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款若しくは寄附行為に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。</p> <p>第五十六条の四 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。</p> <p>第五十六条の五 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。</p> | | <p>一 理由書</p> <p>二 法、定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類</p> <p>三 財産目録及び貸借対照表</p> <p>四 残余財産の処分に関する事項を記載した書類</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| <p>第五十六条の六 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>第五十六条の七 清算人の職務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 現務の結了 二 債権の取立て及び債務の弁済 三 残余財産の引渡し <p>2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。</p> <p>第五十六条の八 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。</p> <p>2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除外することができない。</p> <p>3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。</p> <p>4 第一項の公告は、官報に掲載してする。</p> <p>第五十六条の九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、医療法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。</p> <p>第五十六条の十 清算中に医療法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。</p> <p>2 清算人は、清算中の医療法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したもとする。</p> <p>3 前項に規定する場合において、清算中の医療法人が既に債権者に支払</p> | | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| <p>い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。</p> <p>4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。</p> <p>第五十六条の十一 清算が結了したときは、清算人は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>第五十六条の十二 医療法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。</p> <p>2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。</p> <p>3 医療法人の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。</p> <p>4 前項に規定する都道府県知事は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。</p> <p>第五十六条の十三 医療法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。</p> <p>第五十六条の十四 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。</p> <p>第五十六条の十五 裁判所は、第五十六条の四の規定により清算人を選任した場合には、医療法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。</p> <p>第五十六条の十六 裁判所は、医療法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。</p> <p>2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「医療法人及び検査役」と読み替えるものとする。</p> | | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|---|---|---|
| <p>第八節 合併及び分割</p> <p>第一款 合併</p> <p>第一目 通則</p> <p>第五十七条 医療法人は、他の医療法人と合併をすることができる。この場合においては、合併をする医療法人は、合併契約を締結しなければならない。</p> <p>第二目 吸収合併</p> <p>第五十八条 医療法人が吸収合併(医療法人が他の医療法人とする合併であつて、合併により消滅する医療法人の権利義務の全部を合併後存続する医療法人に承継させるものをいう。以下この目において同じ。)をする場合には、吸収合併契約において、吸収合併後存続する医療法人(以下この目において「吸収合併存続医療法人」という。)及び吸収合併により消滅する医療法人(以下この目において「吸収合併消滅医療法人」という。)の名称及び主たる事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。</p> <p>第五十八条の二 社団たる医療法人は、吸収合併契約について当該医療法人の総社員の同意を得なければならない。</p> <p>2 財団たる医療法人は、寄附行為に吸収合併をすることができる旨の定めがある場合に限り、吸収合併をすることができる。</p> <p>3 財団たる医療法人は、吸収合併契約について理事の三分の二以上の同意を得なければならない。ただし、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。</p> <p>4 吸収合併は、都道府県知事(吸収合併存続医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事をいう。)の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>5 第五十五条第七項の規定は、前項の認可について準用する。</p> | | <p>第八節 合併及び分割</p> <p>第一款 合併</p> <p>第一目 吸収合併</p> <p>(法第五十八条の厚生労働省令で定める事項)</p> <p>第三十五条 法第五十八条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 吸収合併存続医療法人(法第五十八条に規定する吸収合併存続医療法人をいう。以下この目において同じ。)の吸収合併(同条に規定する吸収合併をいう。以下この款において同じ。)後二年間の事業計画又はその要旨</p> <p>二 吸収合併がその効力を生ずる日</p> <p>(吸収合併の認可の申請)</p> <p>第三十五条の二 法第五十八条の二第四項の規定により吸収合併の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 理由書</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|---|---|---|
| <p>第五十八条の三 医療法人は、前条第四項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。</p> <p>2 医療法人は、前条第四項の認可を受けた吸収合併に係る合併の登記がされるまでの間、前項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表を主たる事務所に備え置き、その債権者から請求があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>第五十八条の四 医療法人は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。</p> <p>2 債権者が前項の期間内に吸収合併に対して異議を述べなかつたときは、吸収合併を承認したものとみなす。</p> <p>3 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しく</p> | | <p>二 法第五十八条の二第一項又は第三項の手續を経たことを証する書類</p> <p>三 吸収合併契約書の写し</p> <p>四 吸収合併後の吸収合併存続医療法人の定款又は寄附行為</p> <p>五 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人(法第五十八条に規定する吸収合併消滅医療法人をいう。次号において同じ。)の定款又は寄附行為</p> <p>六 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の財産目録及び貸借対照表</p> <p>七 吸収合併存続医療法人に係る第三十一条第七号、第十号及び第十一号に掲げる書類(この場合において、同条第七号中「設立後」とあるのは「吸収合併後」と、第十号中「役員」とあるのは「新たに就任する役員」と読み替えるものとする。)</p> <p>2 吸収合併前の医療法人のいずれもが特分の定めのある医療法人である場合であつて、前項第四号の吸収合併存続医療法人の定款において残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けるときは、法第四十四条第五項の規定にかかわらず、同項に規定する者以外の者を規定することができる。</p> <p>(財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法)</p> <p>第三十五条の三 法第五十八条の三第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電磁的記録の当該ファイル又は磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令（この列には、その他の委任なども参考掲載）</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日）</p> |
|--|--|---|
| <p>は相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、吸収合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>第五十八条の五 吸収合併存続医療法人は、吸収合併消滅医療法人の権利義務（当該医療法人が行う事業に関し行政庁の許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。</p> <p>第五十八条の六 吸収合併は、吸収合併存続医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令で定めるところにより合併の登記をすることによつて、その効力を生ずる。</p> <p style="text-align: center;">第三目 新設合併</p> <p>第五十九条 二以上の医療法人が新設合併（二以上の医療法人がする合併であつて、合併により消滅する医療法人の権利義務の全部を合併により設立する医療法人に承継させるものをいう。以下この目において同じ。）をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 新設合併により消滅する医療法人（以下この目において「新設合併消滅医療法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地 二 新設合併により設立する医療法人（以下この目において「新設合併設立医療法人」という。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地 三 新設合併設立医療法人の定款又は寄附行為で定める事項 四 前三号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項 | | <p style="text-align: center;">第二目 新設合併</p> <p style="text-align: center;">（法第五十九条第四号の厚生労働省令で定める事項）</p> <p>第三十五条の四 法第五十九条第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 新設合併設立医療法人（法第五十九条第二号に規定する新設合併設立医療法人をいう。）の新設合併（同条に規定する新設合併をいう。次条において同じ。）後二年間の事業計画又はその要旨 二 新設合併がその効力を生ずる日 |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令（この列には、その他の委任なども参考掲載）</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日）</p> |
|--|--|---|
| <p>第五十九条の二 第五十八条の二から第五十八条の四までの規定は、医療法人が新設合併をする場合について準用する。この場合において、第五十八条の二第一項及び第三項中「吸収合併契約」とあるのは「新設合併契約」と、同条第四項中「吸収合併存続医療法人」とあるのは「新設合併設立医療法人」と読み替えるものとする。</p> <p>第五十九条の三 新設合併設立医療法人は、新設合併消滅医療法人の権利義務（当該医療法人がその行う事業に関し行政庁の許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。</p> <p>第五十九条の四 新設合併は、新設合併設立医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令で定めるところにより合併の登記をすることによつて、その効力を生ずる。</p> <p>第五十九条の五 第二節（第四十四条第二項、第四項及び第五項並びに第四十六条第二項を除く。）の規定は、新設合併設立医療法人の設立については、適用しない。</p> | | <p>（吸収合併に関する規定の準用）</p> <p>第三十五条の五 第三十五条の二及び第三十五条の三の規定は、医療法人が新設合併をする場合について準用する。この場合において、第三十五条の二第一項中「第五十八条の二第四項」とあるのは「第五十九条の二において読み替えて準用する法第五十八条の二第四項」と、同項第二号中「第五十八条の二第一項」とあるのは「第五十九条の二において読み替えて準用する法第五十八条の二第一項」と、同項第三号中「吸収合併契約書」とあるのは「新設合併契約書」と、同項第四号中「吸収合併存続医療法人」とあるのは「新設合併設立医療法人（法第五十九条第二号に規定する新設合併設立医療法人をいう。第七号及び次項において同じ。）」と、同項第五号中「吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人（法第五十八条に規定する吸収合併消滅医療法人）」とあるのは「新設合併消滅医療法人（法第五十九条第一号に規定する新設合併消滅医療法人）」と、同項第六号中「吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人」とあるのは「新設合併消滅医療法人」と、同項第七号及び同条第二項中「吸収合併存続医療法人」とあるのは「新設合併設立医療法人」と、第三十五条の三中「第五十八条の三第二項」とあるのは「第五十九条の二において読み替えて準用する法第五十八条の三第二項」と読み替えるものとする。</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|---|---|---|
| <p>第二款 分割</p> <p style="text-align: center;">第一目 吸収分割</p> <p>第六十条 医療法人(社会医療法人その他の厚生労働省令で定める者を除く。以下この款において同じ。)は、吸収分割(医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の医療法人に承継させることをいう。以下この目において同じ。)をすることができる。この場合においては、当該医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該医療法人から承継する医療法人(以下この目において「吸収分割承継医療法人」という。)との間で、吸収分割契約を締結しなければならない。</p> <p>第六十条の二 医療法人が吸収分割をする場合には、吸収分割契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 吸収分割をする医療法人(以下この目において「吸収分割医療法人」という。)及び吸収分割承継医療法人の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>二 吸収分割承継医療法人が吸収分割により吸収分割医療法人から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項</p> <p>三 前二号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項</p> <p>第六十条の三 社団たる医療法人は、吸収分割契約について当該医療法人の総社員の同意を得なければならない。</p> <p>2 財団たる医療法人は、寄附行為に吸収分割をすることができる旨の定</p> | | <p>第二款 分割</p> <p style="text-align: center;">第一目 吸収分割</p> <p>(法第六十条の厚生労働省令で定める者)</p> <p>第三十五条の六 法第六十条の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 社会医療法人</p> <p>二 租税特別措置法第六十七条の二第一項に規定する特定の医療法人</p> <p>三 持分の定めのある医療法人</p> <p>四 法第四十二条の三第一項の規定による実施計画の認定を受けた医療法人</p> <p>(法第六十条の二第三号の厚生労働省令で定める事項)</p> <p>第三十五条の七 法第六十条の二第三号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 吸収分割医療法人(法第六十条の二第一号に規定する吸収分割医療法人をいう。以下この目において同じ。)及び吸収分割承継医療法人(法第六十条に規定する吸収分割承継医療法人をいう。以下この目において同じ。)の吸収分割(同条に規定する吸収分割をいう。以下この款において同じ。)後二年間の事業計画又はその要旨</p> <p>二 吸収分割がその効力を生ずる日</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|---|
| <p>めがある場合に限り、吸収分割をすることができる。</p> <p>3 財団たる医療法人は、吸収分割契約について理事の三分の二以上の同意を得なければならない。ただし、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。</p> <p>4 吸収分割は、都道府県知事(吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の主たる事務所の所在地が二以上の都道府県の区域内に所在する場合にあつては、当該吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の主たる事務所の所在地の全ての都道府県知事)の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>5 第五十五条第七項の規定は、前項の認可について準用する。</p> <p>第六十条の四 医療法人は、前条第四項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。</p> <p>2 医療法人は、前条第四項の認可を受けた吸収分割に係る分割の登記がされるまでの間、前項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表を主たる事務所に備え置き、その債権者から請求があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>第六十条の五 医療法人は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。</p> | | <p>(吸収分割の認可の申請)</p> <p>第三十五条の八 法第六十条の三第四項の規定により吸収分割の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 理由書 二 法第六十条の三第一項又は第三項の手続を経たことを証する書類 三 吸収分割契約書の写し 四 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為 五 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為 六 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の財産目録及び貸借対照表 七 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人について、第三十一条第七号、第十号及び第十一号に掲げる書類(この場合において、同条第七号中「設立後」とあるのは「吸収分割後」と、第十号中「役員」とあるのは「新たに就任する役員」と読み替えるものとする。) <p>(財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法)</p> <p>第三十五条の九 法第六十条の四第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電磁的記録の当該ファイル又は磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| <p>2 債権者が前項の期間内に吸収分割に対して異議を述べなかつたときは、吸収分割を承認したものとみなす。</p> <p>3 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、吸収分割をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>第六十条の六 吸収分割承継医療法人は、吸収分割契約の定めに従い、吸収分割医療法人の権利義務(当該医療法人が行う事業の用に供する施設に関しこの法律の規定による許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、吸収分割医療法人の債権者であつて、前条第一項の各別の催告を受けなかつたものは、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割医療法人に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、吸収分割医療法人に対して、吸収分割医療法人が次条の分割の登記のあつた日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、吸収分割医療法人の債権者であつて、前条第一項の各別の催告を受けなかつたものは、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割承継医療法人に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、吸収分割承継医療法人に対して、その承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。</p> <p>第六十条の七 吸収分割は、吸収分割承継医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令で定めるところにより分割の登記をすることによつて、その効力を生ずる。</p> <p style="text-align: center;">第二目 新設分割</p> <p>第六十一条 一又は二以上の医療法人は、新設分割(一又は二以上の医療</p> | | <p style="text-align: center;">第二目 新設分割</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令（この列には、その他の委任なども参考掲載）</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日）</p> |
|---|--|---|
| <p>法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する医療法人に承継させることをいう。以下この目において同じ。）をすることができる。この場合においては、新設分割計画を作成しなければならない。</p> <p>2 二以上の医療法人が共同して新設分割をする場合には、当該二以上の医療法人は、共同して新設分割計画を作成しなければならない。</p> <p>第六十一条の二 一又は二以上の医療法人が新設分割をする場合には、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 新設分割により設立する医療法人（以下この目において「新設分割設立医療法人」という。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>二 新設分割設立医療法人の定款又は寄附行為で定める事項</p> <p>三 新設分割設立医療法人が新設分割により新設分割をする医療法人（以下この目において「新設分割医療法人」という。）から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項</p> <p>四 前三号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項</p> <p>第六十一条の三 第六十条の三から第六十条の五までの規定は、医療法人が新設分割をする場合について準用する。この場合において、第六十条の三第一項及び第三項中「吸収分割契約」とあるのは「新設分割計画」と、同条第四項中「吸収分割医療法人」とあるのは「新設分割医療法人」と、「吸収分割承継医療法人」とあるのは「新設分割設立医療法人」と読み替えるものとする。</p> | | <p>（法第六十一条の二第四号の厚生労働省令で定める事項）</p> <p>第三十五条の十 法第六十一条の二第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 新設分割医療法人（法第六十一条の二第三号に規定する新設分割医療法人をいう。）及び新設分割設立医療法人（同条第一号に規定する新設分割設立医療法人をいう。）の新設分割（法第六十一条第一項に規定する新設分割をいう。次条において同じ。）後二年間の事業計画又はその要旨</p> <p>二 新設分割がその効力を生ずる日</p> <p>（吸収分割に関する規定の準用）</p> <p>第三十五条の十一 第三十五条の八及び第三十五条の九の規定は、医療法人が新設分割をする場合について準用する。この場合において、第三十五条の八中「第六十条の三第四項」とあるのは「第六十一条の三において読み替えて準用する法第六十条の三第四項」と、同条第二号中「第六十条の三第一項」とあるのは「第六十一条の三において読み替えて準用する法第六十条の三第一項」と、同条第三号中「吸収分割契約書」とあるのは「新設分割計画」と、同条第四号中「吸収分割医療法人」とあるのは「新設分割医療法人（法第六十一条の二第三号に規定する新設分割医療法人をいう。次号から第七号までにおいて同じ。）」と、「吸収分</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| <p>第六十一条の四 新設分割設立医療法人は、新設分割計画の定めに従い、新設分割医療法人の権利義務(当該医療法人がその行う事業の用に供する施設に関しこの法律の規定による許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、新設分割医療法人の債権者であつて、前条において準用する第六十条の五第一項の各別の催告を受けなかつたものは、新設分割計画において新設分割後に新設分割医療法人に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、新設分割医療法人に対して、新設分割医療法人が次条の分割のあつた日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、新設分割医療法人の債権者であつて、前条において準用する第六十条の五第一項の各別の催告を受けなかつたものは、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立医療法人に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、新設分割設立医療法人に対して、その承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。</p> <p>第六十一条の五 新設分割は、新設分割設立医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令で定めるところにより分割の登記をすることによつて、その効力を生ずる。</p> <p>第六十一条の六 第二節(第四十四条第二項、第四項及び第五項並びに第四十六条第二項を除く。)の規定は、新設分割設立医療法人の設立については、適用しない。</p> | | <p>割承継医療法人」とあるのは「新設分割設立医療法人(同条第一号に規定する新設分割設立医療法人をいう。第七号において同じ。)」と、同条第五号及び第六号中「吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人」とあるのは「新設分割医療法人」と、同条第七号中「吸収分割医療法人」とあるのは「新設分割医療法人」と、「吸収分割承継医療法人」とあるのは「新設分割設立医療法人」と、第三十五条の九中「第六十条の四第二項」とあるのは「第六十一条の三において読み替えて準用する法第六十条の四第二項」と読み替えるものとする。</p> |

医療法

(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)

第三目 雑則

第六十二条 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三号）第二条から第八条まで（第二条第三項各号及び第四条第三項各号を除く。）及び商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）附則第五条第一項の規定は、この款の規定により医療法人が分割をする場合について準用する。この場合において、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二条第一項及び第二項中「承継会社等」とあるのは「承継医療法人等」と、同項中「分割会社」とあるのは「分割医療法人」と、同条第三項中「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める」とあるのは「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十条の三四項の認可の通知又は同法第六十一条の三において読み替えて準用する同法第六十条の三四項の認可の通知のあった日から起算して、二週間を経過する」と、同法第三条から第八条まで（第四条第三項を除く。）の規定中「分割会社」とあるのは「分割医療法人」と、「承継会社等」とあるのは「承継医療法人等」と、同法第四条第三項中「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に」とあるのは「医療法第六十条の三四項の認可を受けた吸収分割又は同法第六十一条の三において読み替えて準用する同法第六十条の三四項の認可を受けた新設分割に係る分割の登記のあった日の前日までの日で分割医療法人が」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十二条の二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百九十八条の九第三項から第五項まで並びに第三百九十八条の十第一項及び第二項の規定は、この款の規定により医療法人が分割をする場合について準用する。この場合において、同法第三百九十八条の九第三項中「前二項」とあるのは「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十二条の二において準用する次条第一項又は第二項」と、「前項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

医療法施行令（この列には、その他の委任なども参考掲載）

(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)

(医療法人の分割に関する技術的読替え)

第五条の十 法第六十二条において医療法人が分割をする場合について会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三号）第二条から第八条まで（第二条第三項各号及び第四条第三項各号を除く。）の規定を準用する場合には、法第六十二条の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|-------------------------------------|---|------------------------------|
| 第二条第一項 | 同法第七百五十七 条に | 医療法（昭和二十三年法律第二 百五号）第六十条に |
| | 第七百六十三條第 一項 | 第六十一条の二第一号 |
| | 第七百五十七條の 第七百六十二條第 一項 | 第六十条の 第六十一条第一項 |
| 第四条第四項、第五条 第三項並びに第六条第 二項及び第三項 | 会社法第七百五十 九條第一項、第七 百六十一條第一 項、第七百六十四 條第一項又は第七 百六十六條第一項 | 医療法第六十条の六第一項又は 第六十一条の四第一項 |

医療法施行規則

(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| <p>第三款 雑則</p> <p>第六十二条の三 この節に特に定めるもののほか、医療法人の合併及び分割に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>第九節 監督</p> <p>第六十三条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。</p> <p>2 第六条の八第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>第六十四条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>2 医療法人が前項の命令に従わないときは、都道府県知事は、当該医療法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解任を勧告することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定により、業務の停止を命じ、又は役員の解任を勧告するに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第六十四条の二 都道府県知事は、社会医療法人が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、社会医療法人の認定を取り消し、又は期間を定めて収益業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第四十二条の二第一項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。</p> <p>二 定款又は寄附行為で定められた業務以外の業務を行つたとき。</p> <p>三 収益業務から生じた収益を当該社会医療法人が開設する病院、診</p> | | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令（この列には、その他の委任なども参考掲載）</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日）</p> |
|---|--|--|
| <p>療所又は介護老人保健施設の経営に充てないとき。</p> <p>四 収益業務の継続が、社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務に支障があると認めるとき。</p> <p>五 不正の手段により第四十二条の二第一項の認定を受けたとき。</p> <p>六 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により認定を取り消すに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第六十五条 都道府県知事は、医療法人が、成立した後又はすべての病院、診療所及び介護老人保健施設を休止若しくは廃止した後一年以内に正当の理由がないのに病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しないとき、又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことができる。</p> <p>第六十六条 都道府県知事は、医療法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく都道府県知事の命令に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができないときに限り、設立の認可を取り消すことができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により設立の認可を取り消すに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第六十六条の二 厚生労働大臣は、第六十四条第一項及び第二項、第六十四条の二第一項、第六十五条並びに前条第一項の規定による処分を行わないことが著しく公益を害するおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、これらの規定による処分を行うべきことを指示することができる。</p> <p>第六十六条の三 関係都道府県知事（医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の所在地の都道府県知事であつて、当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事以外の者をいう。）は、当該医療法人に対して適当な措置をとることが必要であると認めるときは、当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができる。</p> | | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|---|---|---|
| <p>第六十七条 都道府県知事は、第四十四条第一項、第五十五条第六項、第五十八条の二第四項（第五十九条の二において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第六十条の三第四項（第六十一条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による認可をしない処分をし、又は第六十四条第二項の規定により役員解任を勧告するに当たっては、当該処分の名宛人又は当該勧告の相手方に対し、その指名した職員又はその他の者に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、都道府県知事は、当該処分の名宛人又は当該勧告の相手方に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をするべき日時、場所及び当該処分又は当該勧告をするべき事由を通知しなければならない。</p> <p>2 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。</p> <p>3 第一項の規定による弁明の聴取をした者は、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、かつ、当該処分又は当該勧告をする必要があるかどうかについて都道府県知事に意見を述べなければならない。</p> <p>第六十八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条、第五十八条及び第六十四条並びに会社法第六百六十二条、第六百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百七十一条、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、医療法人について準用する。この場合において、同法第六百六十四条中「社員に分配する」とあるのは「残余財産の帰属すべき者又は国庫に帰属させる」と、同法第八百六十八条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるものとする。</p> | | <p style="text-align: center;">第九節 雑則</p> <p style="text-align: center;">(副本の添付)</p> <p>第三十六条 令第五条の十五並びに第三十一条、第三十三条の二十五第一項、第三十四条、第三十五条の二第一項（第三十五条の五において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十五条の八（前条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十九条の二十三、第三十九条の二十四第一項及び第三十九条の二十七に規定する申請書及びこれに添付する</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|---|
| <p>第六十九条 この章に特に定めるもののほか、医療法人の監督に関し必要な事項は、政令で定める。</p> | <p>(医療法人台帳等)</p> <p>第五条の十一 都道府県知事は、医療法人台帳を備え、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人について、厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人が、他の都道府県の区域内へ主たる事務所を移転したときは、当該医療法人に関する医療法人台帳の記載事項を、当該医療法人の主たる事務所の新所在地の都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>(登記の届出)</p> <p>第五条の十二 医療法人が、組合等登記令(昭和三十九年政令第二十九号)の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、その主たる事務所の所在地の都道府県知事(次条において単に「都道府県知事」という。)に届け出なければならない。ただし、登記事項が法第四十四条第一項、第五十四条の九第三項、第五十五条第六項、第五十八条の二第四項(法第五十九条の二において準用する場合を含む。)及び第六十条の三第四項(法第六十一条の三において準用する場合を含む。)の規定による都道府県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の年月日を届け出るものとする。</p> <p>(役員変更の届出)</p> <p>第五条の十三 医療法人は、その役員に変更があつたときは、新たに就任した役員の就任承諾書及び履歴書を添付して、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(書類の保存期間)</p> <p>第五条の十四 都道府県知事は、医療法人台帳及び厚生労働省令で定める</p> | <p>書類並びに第三十一条の五から第三十一条の五の三までに規定する申請書には、それぞれ副本を添付しなければならない。</p> <p>第三十七条 削除</p> <p>(医療法人台帳の記載事項)</p> <p>第三十八条 令第五条の十一第一項の医療法人台帳に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 名称 二 事務所の所在地 三 理事長の氏名 四 開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地 五 法第四十二条各号に掲げる業務を行う場合はその業務 六 設立認可年月日及び設立登記年月日 七 設立認可当時の資産 八 役員に関する事項 九 法第四十二条の二第一項の収益業務を行う場合はその業務 十 その他必要な事項 <p>2 前項各号の記載事項に変更を生じたときは、都道府県知事は、遅滞なく訂正しなければならない。</p> <p>(都道府県知事が保存すべき書類)</p> <p>第三十九条 令第五条の十四の厚生労働省令で定める書類は、法及びこの</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令(この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|---|--|--|
| <p>第七章 地域医療連携推進法人</p> <p>第一節 認定</p> <p>第七十条 次に掲げる法人(営利を目的とする法人を除く。以下この章において「参加法人」という。)及び地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、かつ、病院、診療所又は介護老人保健施設(以下この章において「病院等」という。)に係る業務の連携を推進するための方針(以下この章において「医療連携推進方針」という。)を定め、医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人は、定款において定める当該連携を推進する区域(以下「医療連携推進区域」という。)の属する都道府県(当該医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたる場合にあつては、これらの都道府県のいずれか一の都道府県)の知事の認定を受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医療連携推進区域において、病院等を開設する法人 二 医療連携推進区域において、介護事業(身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理その他のその者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするための福祉サービス又は保健医療サービスを提供する事業をいう。)その他の地域包括ケアシステム(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう。第七十条の七において同じ。)の構築に資する事業(以下この章において「介護事業等」という。)に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人 <p>2 前項の医療連携推進業務は、病院等に係る業務について、医療連携推進方針に沿った連携の推進を図ることを目的として行う次に掲げる業務その他の業務をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医療従事者の資質の向上を図るための研修 | <p>書類を、当該医療法人台帳及び厚生労働省令で定める書類に係る医療法人の解散した日から五年間保存しなければならない。</p> | <p>第六章 地域医療連携推進法人</p> <p>(地域医療連携推進法人の社員)</p> <p>第三十九条の二 法第七十条第一項及び第七十条の三第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者であつて、営利を目的としないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医療連携推進区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設(以下この章において「病院等」という。)を開設する個人 二 医療連携推進区域において、法第七十条第一項第二号に規定する介護事業等(以下この章において単に「介護事業等」という。)に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する個人 三 法第七十条第一項各号に規定する法人であつて、参加法人になることを希望しないもの 四 医療連携推進区域において、大学その他の医療従事者の養成に係る機関を開設する者 五 医療連携推進区域において、医療に関する業務を行う地方公共団体その他当該一般社団法人が実施する法第七十条第一項に規定する医療連携推進業務(以下単に「医療連携推進業務」という。)に関する業務を行う者 |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令（この列には、その他の委任なども参考掲載）</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日）</p> |
|---|---|---|
| <p>二 病院等に係る業務に必要な医薬品、医療機器その他の物資の供給</p> <p>三 資金の貸付けその他の参加法人が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>第七十条の二 前条第一項の認定（以下この章において「医療連携推進認定」という。）を受けようとする一般社団法人は、政令で定めるところにより、医療連携推進方針を添えて、都道府県知事に申請をしなければならない。</p> <p>2 医療連携推進方針には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 医療連携推進区域</p> <p>二 参加法人が医療連携推進区域において開設する病院等（第四項及び第七十条の十一において「参加病院等」という。）相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項</p> <p>三 前号に掲げる事項の目標に関する事項</p> <p>四 その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>3 医療連携推進区域は、当該医療連携推進区域の属する都道府県の医療計画において定める構想区域を考慮して定めなければならない。</p> <p>4 医療連携推進方針には、第二項各号に掲げる事項のほか、参加病院等及び参加介護施設等（参加法人が医療連携推進区域において開設し、又は管理する介護事業等に係る施設又は事業所をいう。第七十条の十一において同じ。）相互間の業務の連携に関する事項を記載することができる。</p> <p>5 医療連携推進認定の申請に係る医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたるときは、当該医療連携推進区域の属する都道府県の知事の協議により、医療連携推進認定に関する事務を行うべき都道府県知事を定めなければならない。この場合において、医療連携推進認定の申請を受けた都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人に対</p> | <p>（医療連携推進認定の申請）</p> <p>第五条の十五 法第七十条の二第一項に規定する医療連携推進認定（以下「医療連携推進認定」という。）を受けようとする一般社団法人は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該一般社団法人が定款において定める法第七十条第一項に規定する医療連携推進区域（以下「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県（当該医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたる場合にあっては、これらの都道府県のいずれか一の都道府県）の知事に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、当該一般社団法人の定款その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 名称及び代表者の氏名</p> <p>二 主たる事務所の所在地</p> <p>三 法第七十条第二項に規定する医療連携推進業務の内容</p> | <p>（資金を調達するための支援）</p> <p>第三十九条の三 法第七十条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める支援は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 資金の貸付け</p> <p>二 債務の保証</p> <p>三 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十一条の規定による基金を引き受ける者の募集</p> <p>2 地域医療連携推進法人は、前項第一号又は第二号に規定する支援を行う場合は、当該地域医療連携推進法人の理事会の決議を経るとともに、あらかじめ、当該地域医療連携推進法人に置かれている地域医療連携推進評議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>（医療連携推進認定の申請に係る様式）</p> <p>第三十九条の四 法第七十条の二第一項に規定する医療連携推進認定（以下単に「医療連携推進認定」という。）の申請は、別記様式第一の五により行うものとする。</p> <p>（医療連携推進認定の申請に係る添付書類）</p> <p>第三十九条の五 令第五条の十五に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 当該一般社団法人の登記事項証明書</p> <p>二 当該一般社団法人の理事及び監事の氏名、生年月日及び住所を記載した書類</p> <p>三 法第七十条の三第一項各号に掲げる基準に適合することを証する書類</p> <p>四 当該一般社団法人の理事及び監事が法第七十条の四第一号イからニまでのいずれにも該当しないことを証する書類</p> <p>五 法第七十条の四第二号及び第三号のいずれにも該当しないことを証する書類</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が医療連携推進認定に必要と認める書類</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|---|---|---|
| <p>し、医療連携推進認定に関する事務を行う都道府県知事を通知するものとする。</p> <p>第七十条の三 都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該一般社団法人について医療連携推進認定をすることができる。</p> <p>一 医療連携推進業務(第七十条第二頁に規定する医療連携推進業務をいう。以下この章において同じ。)を行うことを主たる目的とするものであること。</p> <p>二 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。</p> <p>三 医療連携推進業務を行うに当たり、当該一般社団法人の社員、理事、監事、職員その他の政令で定める関係者に対し特別の利益を与えないものであること。</p> <p>四 医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、医療連携推進業務以外の業務を行うことによつて医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがあること。</p> | <p>(特別の利益を与えてはならない一般社団法人の関係者)</p> <p>第五条の十五の二 法第七十条の三第一項第三号に規定する政令で定める一般社団法人の関係者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該一般社団法人の理事、監事又は職員</p> <p>二 当該一般社団法人の社員又は基金(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百三十一条に規定する基金をいう。)の拠出者</p> <p>三 前二号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族</p> <p>四 前三号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>五 前二号に掲げる者のほか、第一号又は第二号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者</p> <p>六 第二号に掲げる者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの</p> | <p>(法人が事業活動を支配する法人等)</p> <p>第三十九条の六 令第五条の十五の二第六号に規定する法人が事業活動を支配する法人として厚生労働省令で定めるものは、同条第二号に掲げる者であつて法人であるものが他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人(第三項において「子法人」という。)とする。</p> <p>2 令第五条の十五の二第六号に規定する法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。</p> <p>3 前二項に規定する財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合とは、一の者又はその若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合をいう。</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|---|---|--|
| <p>ないものであること。</p> <p>五 医療連携推進方針が前条第二項及び第三項の規定に違反していないものであること。</p> <p>六 医療連携推進区域を定款で定めているものであること。</p> <p>七 社員は、参加法人及び医療連携推進区域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者として厚生労働省令で定める者に限る旨を定款で定めているものであること。</p> <p>八 病院等を開設する参加法人の数が二以上であるものであることその他の参加法人の構成が第七十条第一項に規定する目的(次号及び第十号イにおいて「医療連携推進目的」という。)に照らし、適当と認められるものとして厚生労働省令で定める要件を満たすものであること。</p> <p>九 社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。</p> <p>十 社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めが次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 社員の議決権に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ 社員の議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。</p> <p>十一 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めているものであること。</p> <p>十二 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することその他の事情により社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者として厚生労働省令で定めるものを社員並びに理事及び監事(次号において「役員」という。)としない旨を定款で定めているものであること。</p> | | <p>(参加法人の構成)</p> <p>第三十九条の七 法第七十条の三第一項第八号に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">一 病院等を開設する参加法人の数が二以上であるものであること。</p> <p style="margin-left: 2em;">二 病院等を開設する参加法人の有する議決権の合計が、介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する参加法人の有する議決権の合計を超えるものであること。</p> <p>(社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者)</p> <p>第三十九条の八 法第七十条の三第一項第十二号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p style="margin-left: 2em;">一 当該一般社団法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の配偶者若しくは三親等以内の親族</p> <p style="margin-left: 2em;">二 当該一般社団法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等以内の親族</p> <p style="margin-left: 2em;">三 当該一般社団法人の参加法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員</p> <p style="margin-left: 2em;">四 当該一般社団法人の参加法人と利害関係を有する営利事業を営む個人</p> <p style="margin-left: 2em;">五 前各号に掲げる者に類するもの</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|---|---|---|
| <p>十三 役員について、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ 役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置くものであること。</p> <p>ロ 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が役員の総数の三分の一を超えて含まれることがないものであること。</p> <p>ハ 理事のうち少なくとも一人は、診療に関する学識経験者の団体の代表者その他の医療連携推進業務の効果的な実施のために必要な者として厚生労働省令で定める者であるものであること。</p> <p>十四 代表理事を一人置いているものであること。</p> <p>十五 理事会を置いているものであること。</p> <p>十六 次に掲げる要件を満たす評議会（第七十条の十三第二項において「地域医療連携推進評議会」という。）を置く旨を定款で定めているものであること。</p> <p>イ 医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもつて構成するものであること。</p> <p>ロ 当該一般社団法人が次号の意見を述べるに当たり、当該一般社団法人に対し、必要な意見を述べるができるものであること。</p> <p>ハ 前条第二項第三号の目標に照らし、当該一般社団法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。</p> <p>十七 参加法人が次に掲げる事項その他の重要な事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。</p> <p>イ 予算の決定又は変更</p> <p>ロ 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）の借入れ</p> | | <p>(地域医療連携推進法人の役員と特殊の関係がある者)</p> <p>第三十九条の九 法第七十条の三第一項第十三号ロに規定する役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>二 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの</p> <p>三 前二号に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの</p> <p>(医療連携推進業務の効果的な実施のために必要な理事)</p> <p>第三十九条の十 法第七十条の三第一項第十三号ハに規定する厚生労働省令で定める者は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験を有する者とする。</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p>(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令(この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p>(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p>(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|---|
| <p>ハ 重要な資産の処分 ニ 事業計画の決定又は変更 ホ 定款又は寄附行為の変更 ヘ 合併又は分割 ト 目的たる事業の成功の不能その他の厚生労働省令で定める事由による解散</p> <p>十八 第七十条の二十一第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、第七十条の二十二において読み替えて準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第三十条第二項に規定する医療連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該医療連携推進認定の取消しの処分の日から一月以内に国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であつて厚生労働省令で定めるもの(次号において「国等」という。)に贈与する旨を定款で定めているものであること。</p> <p>十九 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。</p> <p>二十 前各号に掲げるもののほか、医療連携推進業務を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。</p> <p>2 都道府県知事は、医療連携推進認定をするに当たっては、当該都道府県の医療計画において定める地域医療構想との整合性に配慮するとともに、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第七十条の四 次のいずれかに該当する一般社団法人は、医療連携推進認定を受けることができない。</p> <p>一 その理事及び監事のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ 地域医療連携推進法人(次条第一項に規定する地域医療連携推進法人をいう。)が第七十条の二十一第一項又は第二項の規定により医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年内に当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの</p> <p>ロ この法律その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又</p> | <p>(保健医療又は社会福祉に関する法律)</p> <p>第五条の十五の三 法第七十条の四第一号口の政令で定める保健医療又は社会福祉に関する法律は、次のとおりとする。</p> | <p>(地域医療連携推進法人に意見を求めなければならない事項)</p> <p>第三十九条の十一 法第七十条の三第一項第十七号トに規定する厚生労働省令で定める事由は、目的たる事業の成功の不能とする。</p> <p>(残余財産の帰属すべき者となることができる者等)</p> <p>第三十九条の十二 法第七十条の三第一項第十八号に規定する厚生労働省令で定める者は、第三十一条の二各号に掲げる者とする。</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|--|--|
| <p>は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>八 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第三号において「暴力団員等」という。)</p> | <p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)</p> <p>二 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)</p> <p>三 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)</p> <p>四 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)</p> <p>五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)</p> <p>六 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)</p> <p>七 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)</p> <p>八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号)</p> <p>九 老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)</p> <p>十 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)</p> <p>十一 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)</p> <p>十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)</p> <p>十三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号)</p> <p>十四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)</p> <p>十五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)</p> <p>十六 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)</p> <p>十七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)</p> <p>十八 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号。第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。)</p> <p>十九 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)</p> <p>二十 第五条の五の七各号に掲げる法律</p> | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令（この列には、その他の委任なども参考掲載）</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日）</p> |
|--|--|--|
| <p>二 第七十条の二十一第一項又は第二項の規定により医療連携推進認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの</p> <p>三 暴力団員等がその事業活動を支配するもの</p> <p>第七十条の五 医療連携推進認定を受けた一般社団法人（以下「地域医療連携推進法人」という。）は、その名称中に地域医療連携推進法人という文字を用いなければならない。</p> <p>2 地域医療連携推進法人は、その名称中の一般社団法人の文字を地域医療連携推進法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。</p> <p>3 前項の規定による名称の変更の登記の申請書には、医療連携推進認定を受けたことを証する書面を添付しなければならない。</p> <p>4 地域医療連携推進法人でない者は、その名称又は商号中に、地域医療連携推進法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。</p> <p>5 地域医療連携推進法人は、不正の目的をもって、他の地域医療連携推進法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。</p> <p>第七十条の六 都道府県知事は、医療連携推進認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。</p> <p>第二節 業務等</p> <p>第七十条の七 地域医療連携推進法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その医療連携推進区域において病院等を開設し、又は介護事業等に係る施設若しくは事業所を開設し、若しくは管理する参加法人の業務の連携の推進及びその運営の透明性の確保を図り、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を積極的に果たすよう努めなければならない。</p> <p>第七十条の八 地域医療連携推進法人は、医療連携推進方針において、第七十条の二第四項に規定する事項を記載した場合に限り、参加法人が開設する病院等及び参加法人が開設し、又は管理する介護事業等に係る施</p> | | <p>（公示の方法）</p> <p>第三十九条の十三 法第七十条の六及び第七十条の二十一第四項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令（この列には、その他の委任なども参考掲載）</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日）</p> |
|--|--|--|
| <p>設又は事業所に係る業務について、医療連携推進方針に沿った連携の推進を図ることを目的とする業務を行うことができる。</p> <p>2 地域医療連携推進法人は、次に掲げる要件に該当する場合に限り、出資を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 出資を受ける事業者が医療連携推進区域における医療連携推進業務と関連する事業を行うものであること。 二 出資に係る収益を医療連携推進業務に充てるものであること。 三 その他医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。 <p>3 地域医療連携推進法人が、病院等を開設（地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として行う公の施設である病院等の管理を含む。）し、又は介護事業等に係る施設若しくは事業所であつて厚生労働省令で定めるものを開設し、若しくは管理しようとするときは、あらかじめ、医療連携推進業務の実施に支障のないことについて、医療連携推進認定をした都道府県知事（以下この章において「認定都道府県知事」という。）の確認を受けなければならない。</p> <p>4 地域医療連携推進法人は、前項の確認を受けなければ、病院の開設の許可の申請、社会福祉法第六十二条第二項の許可（厚生労働省令で定める施設の設置に係るものに限る。）の申請その他の厚生労働省令で定める申請をすることができない。</p> <p>5 認定都道府県知事は、第三項の確認をし、又は確認をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第七十条の九 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第十八条の規定は、地域医療連携推進法人について準用する。この場合において、同条中「公益目的事業財産」とあるのは「医療連携推進目的事業財産」と、「公益目的事業を」とあるのは「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十条第二項に規定する医療連携推進業務（以下この条</p> | | <p>（出資を行うことができる場合の要件）</p> <p>第三十九条の十四 法第七十条の八第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める要件は、地域医療連携推進法人が、当該地域医療連携推進法人から出資を受ける事業者の議決権の全部を有するものであることとする。</p> <p>（開設等に当たり認定都道府県知事の確認を受けなければならない施設又は事業所）</p> <p>第三十九条の十五 法第七十条の八第三項及び第七十条の十七第六号に規定する厚生労働省令で定める施設又は事業所は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項に規定する第一種社会福祉事業（以下単に「第一種社会福祉事業」という。）に係る施設又は事業所とする。</p> <p>（認定都道府県知事の確認を受けていない地域医療連携推進法人が行う申請等）</p> <p>第三十九条の十六 法第七十条の八第四項に規定する厚生労働省令で定める施設は、介護事業等に係る施設のうち、第一種社会福祉事業を行うものとする。</p> <p>2 法第七十条の八第四項に規定する厚生労働省令で定める申請は、病院等の開設の許可の申請又は社会福祉法第六十二条第二項の規定による許可の申請（前項に規定する施設の設置に係るものに限る。）とする。</p> <p>（医療連携推進目的取得財産の使用又は処分に係る正当な理由）</p> <p>第三十九条の十七 法第七十条の九において読み替えて準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号。以下「公益認定法」という。）第十八条に規定する厚生労働省令で定める正当な理由がある場合は、次に掲げる場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 善良な管理者の注意を払つたにもかかわらず、財産が滅失又は毀損 |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|---|---|--|
| <p>において「医療連携推進業務」という。)を」と、「内閣府令」とあるのは「、厚生労働省令」と、同条第一号中「公益認定」とあるのは「医療法第七十条の二第一項に規定する医療連携推進認定(以下この条において「医療連携推進認定」という。))と、「公益目的事業」とあるのは「医療連携推進業務」と、同条第二号及び第三号中「公益認定」とあるのは「医療連携推進認定」と、「公益目的事業」とあるのは「医療連携推進業務」と、同条第四号中「公益認定」とあるのは「医療連携推進認定」と、「収益事業等」とあるのは「医療連携推進業務以外の業務」と、「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、同条第七号中「公益認定」とあるのは「医療連携推進認定」と、「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、「公益目的事業」とあるのは「医療連携推進業務」と、同条第八号中「公益目的事業」とあるのは「医療連携推進業務」と、「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとする。</p> | | <p>した場合</p> <p>二 財産が陳腐化、不適応化その他の理由によりその価値を減じ、当該財産を破棄することが相当な場合</p> <p>三 当該地域医療連携推進法人が公益認定法第四条の規定による認定を受けた法人である場合</p> <p>(医療連携推進業務以外の業務から生じた収益に乗じる割合)</p> <p>第三十九条の十八 法第七十条の九において読み替えて準用する公益認定法第十八条第四号に規定する厚生労働省令で定める割合は、百分の五十とする。</p> <p>(医療連携推進業務の用に供するものである旨の表示の方法)</p> <p>第三十九条の十九 法第七十条の九において読み替えて準用する公益認定法第十八条第七号に規定する厚生労働省令で定める方法は、財産目録、貸借対照表又はその附属明細表において、財産の勘定科目をその他の財産の勘定科目と区分して表示する方法とする。</p> <p>2 継続して医療連携推進業務の用に供するために保有している財産以外の財産については、前項の方法による表示をすることができない。</p> <p>(医療連携推進業務を行うことにより取得し、又は医療連携推進業務を行うために保有していると認められる財産)</p> <p>第三十九条の二十 法第七十条の九において読み替えて準用する公益認定法第十八条第八号に規定する厚生労働省令で定める財産は、次に掲げる財産とする。</p> <p>一 医療連携推進認定を受けた日以後に徴収した経費(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二十七条に規定する経費をいし、実質的に対価その他の事業に係る収入等と認められるものを除く。)のうち、その徴収に当たり用途が定められていないものの額に百分の五十を乗じて得た額又はその徴収に当たり医療連携推進業務に使用すべき旨が定められているものの額に相当する財産</p> <p>二 医療連携推進認定を受けた日以後に医療連携推進目的保有財産(第五号及び第六号並びに法第七十条の九において準用する公益認定法第十八条第五号及び第六号並びに法第七十条の九において読み替えて準用する公益認定法第十八条第七号に掲げる財産をいう。以下同じ。)から生じた収益の額に相当する財産</p> <p>三 医療連携推進目的保有財産を処分することにより得た額に相当する財産</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| <p>第七十条の十 第四十一条の規定は、地域医療連携推進法人について準用する。この場合において、同条第二項中「医療法人の開設する医療機関の規模等」とあるのは、「第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人が行う第七十条第二項に規定する医療連携推進業務」と読み替えるものとする。</p> <p>第七十条の十一 参加法人は、その開設する参加病院等及び参加介護施設等に係る業務について、医療連携推進方針に沿った連携の推進が図られることを示すための標章を当該参加病院等及び参加介護施設等に掲示しなければならない。</p> <p>第七十条の十二 第四十六条の五の三第三項の規定は、地域医療連携推進法人の理事について準用し、第四十六条の五第九項及び第四十六条の五の三第三項の規定は、地域医療連携推進法人の監事について準用する。</p> <p>2 地域医療連携推進法人の監事に関する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百条の規定の適用については、同条中「理事(理事会設置一般社団法人にあっては、理事会)」とあるのは、「認定都道府県知事(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七十条の八第三項に規定する認定都道府県知事をいう。)、社員総会又は理事会」とする。</p> | | <p>四 医療連携推進目的保有財産以外の財産とした医療連携推進目的保有財産の額に相当する財産</p> <p>五 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産</p> <p>六 医療連携推進認定を受けた日以後に第一号から第四号まで及び法第七十条の九において読み替えて準用する公益認定法第十八条第一号から第四号までに掲げる財産以外の財産を支出することにより取得した財産であつて、同日以後に前条第一項の規定により表示したものの</p> <p>七 法第七十条の九において読み替えて準用する公益認定法第十八条第一号から第四号まで、第七号及び第八号並びに法第七十条の九において準用する公益認定法第十八条第五号及び第六号並びに前各号に掲げるもののほか、当該地域医療連携推進法人の定款又は社員総会において、医療連携推進業務のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産</p> <p>(地域医療連携推進法人の資産)</p> <p>第三十九条の二十一 地域医療連携推進法人は、医療連携推進業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令（この列には、その他の委任なども参考掲載）</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|------------------|-----------|--------------------------------|-------------|----|----------|-------------|---------------|---|-------------|----|----------|-------------|------------|------------|--|---|---------------|
| <p>第七十条の十三 地域医療連携推進法人は、第七十条の三第一項第十六号八の評価の結果を公表しなければならない。</p> <p>2 地域医療連携推進法人は、第七十条の三第一項第十六号八の地域医療連携推進評議会の意見を尊重するものとする。</p> <p>第七十条の十四 前章第四節（第五十条、第五十条の二、第五十一条の二第五項及び第五十一条の四第一項を除く。）の規定は、地域医療連携推進法人の計算について準用する。この場合において、第五十一条第一項中「関する報告書」とあるのは「関する報告書、第七十条第二項第三号の支援及び第七十条の八第二項の出資の状況に関する報告書」と、同条第二項中「医療法人（その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）」とあり、同条第五項中「第二項の医療法人」とあり、及び第五十一条の三中「医療法人（その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）」とあるのは「地域医療連携推進法人」と、同条中「前条第三項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）」とあるのは「前条第三項」と、第五十一条の四第二項中「社会医療法人及び第五十一条第二項の医療法人（社会医療法人を除く。）」とあるのは「地域医療連携推進法人」と、「書類（第二号に掲げる書類にあつては、第五十一条第二項の医療法人に限る。）」とあるのは「書類」と、同項第一号中「前項各号に掲げる書類」とあるのは「事業報告書等、第四十六条の八第三号の監査報告書及び定款」と、同条第三項中「監事の監査報告書」とあるのは「第四十六条の八第三号の監査報告書」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、第五十二条第一項第二号中「監事の監査報告書」とあるのは「第四十六条の八第三号の監査報告書」と、同項第三号中「第五十一条第二項の医療法人にあつては、公認会計士等」とあるのは「公認会計士等」と読み替えるものとする。</p> | <p>委任: 地域医療連携推進法人会計基準（平成29年3月21日 厚生労働省令第19号）</p> | <p>（医療法人の計算に関する規定の準用）</p> <p>第三十九条の二十二 前章第四節（第三十二条の五、第三十二条の六第二号口、第三十三条第一項第一号及び第二号並びに第二項、第三十三条の二、第三十三条の二の七第二項並びに第三十三条の二の八を除く。）の規定は、地域医療連携推進法人の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1469 660 2119 1366"> <tr> <td>第三十二条の六（見出しを含む。）</td> <td>法第五十一条第一項</td> <td>法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第一項</td> </tr> <tr> <td>第三十二条の六第一号イ</td> <td>役員</td> <td>社員若しくは役員</td> </tr> <tr> <td>第三十二条の六第一号ロ</td> <td>役員又は である法人</td> <td>社員若しくは役員若しくは である法人又は第七十条の八第二項の規定により当該地域医療連携推進法人から出資を受ける事業者</td> </tr> <tr> <td>第三十二条の六第一号ハ</td> <td>役員</td> <td>社員若しくは役員</td> </tr> <tr> <td>第三十二条の六第二号イ</td> <td>事業収益又は事業費用</td> <td>経常収益又は経常費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額又は本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用</td> <td>経常収益の総額又は経常費用</td> </tr> </table> | 第三十二条の六（見出しを含む。） | 法第五十一条第一項 | 法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第一項 | 第三十二条の六第一号イ | 役員 | 社員若しくは役員 | 第三十二条の六第一号ロ | 役員又は である法人 | 社員若しくは役員若しくは である法人又は第七十条の八第二項の規定により当該地域医療連携推進法人から出資を受ける事業者 | 第三十二条の六第一号ハ | 役員 | 社員若しくは役員 | 第三十二条の六第二号イ | 事業収益又は事業費用 | 経常収益又は経常費用 | | 本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額又は本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用 | 経常収益の総額又は経常費用 |
| 第三十二条の六（見出しを含む。） | 法第五十一条第一項 | 法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第一項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第三十二条の六第一号イ | 役員 | 社員若しくは役員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第三十二条の六第一号ロ | 役員又は である法人 | 社員若しくは役員若しくは である法人又は第七十条の八第二項の規定により当該地域医療連携推進法人から出資を受ける事業者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第三十二条の六第一号ハ | 役員 | 社員若しくは役員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第三十二条の六第二号イ | 事業収益又は事業費用 | 経常収益又は経常費用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額又は本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用 | 経常収益の総額又は経常費用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | | |
|--|---|--|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | | 第三十二条の六第二号 ホ | 並びに有形固定資産及び有価証券 | 及び有形固定資産 |
| | | 第三十三条の見出し及び同条第一項 | 法第五十一条第一項 | 法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第一項 |
| | | 第三十三条第一項第三号 | 法第五十一条第二項に規定する医療法人 | 地域医療連携推進法人 |
| | | 第三十三条の二の第二項 | 法第五十一条第四項 | 法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第四項 |
| | | 第三十三条の二の三 | 法第五十一条第四項 | 法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第四項 |
| | 法第五十一条の四第一項第二号 | | 法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条の四第二項第一号 | |
| | 規定する監事の | | 規定する法第四十六条の八第三号の | |
| | | 第三十三条の二の四 | 法 | 法第七十条の十四において読み替えて準用する法 |
| | | 第三十三条の二の五 | 法第五十一条第五項 | 法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第五項 |
| | | | 法第五十一条の四第二項第二号 | 法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条の四第二項第二号 |
| | | 第三十三条の二の六第二項及び第三項 | 法第五十一条第二項の医療法人 | 地域医療連携推進法人 |
| | | 第三十三条の二の七 | 社団たる医療法人 | 地域医療連携推進法人 |
| | | | 法第五十一条の二第一項 | 法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条の二第一項 |
| | | 第三十三条の二の九 | 法第五十一条の三 | 地域医療連携推進法人 |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|---------------------------------------|--|--|----|-------------------------------|-----------|----------|-------------------------------|--|--|---------------------------------------|------------|------------------|----------------------------------|---------------|-----------|--------------------------------|---------------|-----------|---------------------------|
| <p>第七十条の十五 前章第七節(第五十五条第一項(第四号及び第七号に係る部分に限る。))及び第三項を除く。)の規定は、地域医療連携推進法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事(第七十条の八第三項に規定する認定都道府県知事をいう。以下この節において同じ。))」と、同条第七項及び第八項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と、同項中「若しくは第五号又は第三項第一号」とあるのは「又は第五号」と、第五十六条第一項及び第五十六条の三中「合併及び破産手続開始」とあるのは「破産手続開始」と、第五十六条の六及び第</p> | | <table border="1"> <tr> <td></td> <td>に規定する医療法人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同条</td> <td>法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条の三</td> </tr> <tr> <td>第三十三条の二の十</td> <td>法第五十一条の三</td> <td>法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条の三</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法第五十一条の二第三項の承認をした社員総会又は同条第五項において読み替えて準用する同条第三項の承認をした評議員会</td> <td>法第七十条の十四において準用する法第五十一条の二第三項の承認をした社員総会</td> </tr> <tr> <td>第三十三条の二の十一</td> <td>法第五十一条の四第一項及び第二項</td> <td>法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条の四第二項</td> </tr> <tr> <td>第三十三条の二の十二第一項</td> <td>法第五十二条第一項</td> <td>法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項</td> </tr> <tr> <td>第三十三条の二の十二第二項</td> <td>法第五十二条第二項</td> <td>法第七十条の十四において準用する法第五十二条第二項</td> </tr> </table> | | に規定する医療法人 | | | 同条 | 法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条の三 | 第三十三条の二の十 | 法第五十一条の三 | 法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条の三 | | 法第五十一条の二第三項の承認をした社員総会又は同条第五項において読み替えて準用する同条第三項の承認をした評議員会 | 法第七十条の十四において準用する法第五十一条の二第三項の承認をした社員総会 | 第三十三条の二の十一 | 法第五十一条の四第一項及び第二項 | 法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条の四第二項 | 第三十三条の二の十二第一項 | 法第五十二条第一項 | 法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項 | 第三十三条の二の十二第二項 | 法第五十二条第二項 | 法第七十条の十四において準用する法第五十二条第二項 |
| | | | に規定する医療法人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 同条 | 法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条の三 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 第三十三条の二の十 | 法第五十一条の三 | 法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条の三 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 法第五十一条の二第三項の承認をした社員総会又は同条第五項において読み替えて準用する同条第三項の承認をした評議員会 | 法第七十条の十四において準用する法第五十一条の二第三項の承認をした社員総会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 第三十三条の二の十一 | 法第五十一条の四第一項及び第二項 | 法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条の四第二項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第三十三条の二の十二第一項 | 法第五十二条第一項 | 法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第三十三条の二の十二第二項 | 法第五十二条第二項 | 法第七十条の十四において準用する法第五十二条第二項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(解散の認可の申請)</p> <p>第三十九条の二十三 法第七十条の十五において読み替えて準用する法第五十五条第六項の規定により、解散の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、認定都道府県知事に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 理由書 二 法又は定款に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類 三 財産目録及び貸借対照表 四 残余財産の処分に関する事項を記載した書類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| <p>五十六条の十一中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と、第五十六条の十二第一項中「清算」とあるのは「清算(第七十条の十五において読み替えて準用するこの節(第五十五条第一項(第四号及び第七号に係る部分に限る。))及び第三項を除く。)の規定による解散及び清算に係る部分に限る。)」と、同条第三項及び第四項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と読み替えるものとする。</p> <p>第七十条の十六 地域医療連携推進法人については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五条第一項、第四十九条第二項(第六号に係る部分(同法第百四十八条第三号の社員総会に係る部分に限る。))に限る。)、第六十七条第一項及び第三項並びに第五章の規定は、適用しない。</p> <p>第三節 監督</p> <p>第七十条の十七 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項各号に掲げる事項並びに第七十条の三第一項第六号、第七号、第十二号及び第十六号から第十九号までに規定する定款の定めのほか、地域医療連携推進法人は、その定款において、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 資産及び会計に関する規定 二 役員に関する規定 三 理事会に関する規定 四 解散に関する規定 五 定款の変更に関する規定 六 開設している病院等(指定管理者として管理する病院等を含む。)又は開設し、若しくは管理している介護事業等に係る施設若しくは事業所であつて厚生労働省令で定めるものがある場合には、その名称及び所在地 <p>第七十条の十八 第五十四条の九(第一項及び第二項を除く。)の規定は、地域医療連携推進法人の定款の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事(第七十条の八第三項に規定する認定都道府県知事をいう。次項及び第</p> | | <p>(定款の変更の認可)</p> <p>第三十九条の二十四 法第七十条の十八第一項において読み替えて準用する法第五十四条の九第三項の規定により、定款の変更の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、認定都道府県知事に提出しなければならない。</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令（この列には、その他の委任なども参考掲載）</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日）</p> |
|--|--|---|
| <p>五項において同じ。）と、同条第四項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と、「第四十五条第一項に規定する事項及び」とあるのは「当該申請に係る地域医療連携推進法人（第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人をいう。）の資産が第七十条の十において読み替えて準用する第四十一条の要件に該当しているかどうか及び変更後の定款の内容が法令の規定に違反していないかどうか並びに」と、同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と読み替えるものとする。</p> <p>2 認定都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第五十四条の九第三項の認可（前条第六号に掲げる事項その他の厚生労働省令で定める重要な事項に係るものに限る。以下この項において同じ。）をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第七十条の十九 代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> | | <p>一 定款変更の内容（新旧対照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類</p> <p>二 定款に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類</p> <p>2 定款の変更が、当該地域医療連携推進法人が新たに病院等を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、当該病院等の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類、当該病院等の管理者となるべき者の氏名を記載した書面並びに定款変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、前項の申請書に添付しなければならない。</p> <p>3 定款の変更が、当該地域医療連携推進法人が新たに第一種社会福祉事業に係る施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、第一項各号の書類のほか、当該施設の従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類、当該施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面並びに定款変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、第一項の申請書に添付しなければならない。</p> <p>第三十九条の二十五 法第七十条の十八第一項において読み替えて準用する法第五十四条の九第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、主たる事務所の所在地に関する事項及び公告方法に関する事項とする。</p> <p>（重要な事項）</p> <p>第三十九条の二十六 法第七十条の十八第二項に規定する厚生労働省令で定める重要な事項は、法第七十条の十七第六号に掲げる事項に係るものとする。</p> <p>（代表理事の選定等の認可の申請）</p> <p>第三十九条の二十七 法第七十条の十九第一項の規定により、代表理事の選定の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に、当該代表理事となるべき者の履歴書を添えて認定都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 当該代表理事となるべき者の住所及び氏名</p> <p>二 選定の理由</p> <p>2 法第七十条の十九第一項の規定により、代表理事の解職の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を認定都道府県知事に提</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|---|---|--|
| <p>2 認定都道府県知事は、前項の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第七十条の二十 第六条の八第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第六十四条の規定は、地域医療連携推進法人について準用する。この場合において、第六条の八第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第七十条の二十において読み替えて準用する第六十三条第一項」と、第六十三条第一項中「都道府県知事は」とあるのは「認定都道府県知事(第七十条の八第三項に規定する認定都道府県知事をいう。以下この項及び次条において同じ。)は」と、「都道府県知事の」とあるのは「認定都道府県知事の」と、第六十四条中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と読み替えるものとする。</p> <p>第七十条の二十一 認定都道府県知事は、地域医療連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その医療連携推進認定を取り消さなければならない。</p> <p>一 第七十条の四第一号又は第三号に該当するに至つたとき。</p> <p>二 偽りその他不正の手段により医療連携推進認定を受けたとき。</p> <p>2 認定都道府県知事は、地域医療連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その医療連携推進認定を取り消すことができる。</p> <p>一 第七十条の三第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたとき。</p> <p>二 地域医療連携推進法人から医療連携推進認定の取消しの申請があつたとき。</p> <p>三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p> <p>3 認定都道府県知事は、前二項の規定により医療連携推進認定を取り消すに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。</p> | | <p>出しなければならない。</p> <p>一 当該代表理事の住所及び氏名</p> <p>二 解職の理由</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| <p>4 認定都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により医療連携推進認定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。</p> <p>5 第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた地域医療連携推進法人は、その名称中の地域医療連携推進法人という文字を一般社団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。</p> <p>6 認定都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該地域医療連携推進法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該地域医療連携推進法人の名称の変更の登記を囑託しなければならない。</p> <p>7 前項の規定による名称の変更の登記の囑託書には、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面を添付しなければならない。</p> <p>第七十条の二十二 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三十条の規定は、認定都道府県知事が前条第一項又は第二項の規定により医療連携推進認定を取り消した場合について準用する。この場合において、同法第三十条中「公益目的取得財産残額」とあるのは「医療連携推進目的取得財産残額」と、同条第一項中「場合又は公益法人が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）」とあるのは「場合」と、「第五条第十七号」とあるのは「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十条の三第一項第十八号」と、「日又は当該合併の日から」とあるのは「日から」と、「内閣総理大臣が行政庁である場合にあっては国、都道府県知事が行政庁である場合にあっては当該」とあるのは「認定都道府県知事（同法第七十条の八第三項に規定する認定都道府県知事をいう。第四項において同じ。）の管轄する」と、「法人又は当該合併により消滅する公益法人の権利義務を承継する法人」とあるのは「法人」と、「認定取消法人等」とあるのは「認定取消法人」と、同条第二項第一号中「公益目的事業財産（第十八条第六号に掲げる財産にあっては、公益認定を受けた日前に取得したものを除く。）」とあるのは「医療連携推進目的事業財産（医療法第七十条の九において読み替えて準用する第十八条に規定する医療連携推進目的事業財産をいう。次号及び第三号において同じ。）」と、同項第二号及び第三号中「に公益目的事業」とあるのは「に医療連携推進業務」と、「公益目的事業財産」とあるのは「医療連携推進目的事業</p> | | <p>(医療連携推進認定の取消しの後に確定した公租公課)</p> <p>第三十九条の二十八 法第七十条の二十二において読み替えて準用する公益認定法第三十条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める財産は、当該地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を受けた日以後の医療連携推進業務の実施に伴い負担すべき公租公課であつて、法第七十条の二十二において読み替えて準用する公益認定法第三十条第一項の医療連携推進認定の取消しの日以後に確定したものとする。</p> <p>(医療連携推進認定の取消しの場合における医療連携推進目的取得財産残額)</p> <p>第三十九条の二十九 認定都道府県知事が法第七十条の二十一第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しをした場合における法第七十条の二十二において読み替えて準用する公益認定法第三十条第二項の医療連携推進目的取得財産残額は、法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項の規定により届け出られた法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第一項に規定する財産目録（以下この条において単に「財産目録」という。）のうち当該医療連携推進認定が取り消された日の属する事業年度の前事業年度の財産目録に記載された当該金額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令（この列には、その他の委任なども参考掲載）</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日）</p> |
|--|---|--|
| <p>財産」と、同号及び同条第三項中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、同条第四項中「認定取消法人等」とあるのは「認定取消法人」と、「国又は」とあるのは「認定都道府県知事の管轄する」と、同条第五項中「第五条第十七号」とあるのは「医療法第七十条の三第一項第十八号」と読み替えるものとする。</p> <p>第七十条の二十三 第六十六条の二及び第六十七条の規定は、地域医療連携推進法人について準用する。この場合において、第六十六条の二中「第六十四条第一項及び第二項、第六十四条の二第一項、第六十五条並びに前条第一項」とあるのは「第七十条の二十において読み替えて準用する第六十四条第一項及び第二項並びに第七十条の二十一第一項及び第二項」と、「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事（第七十条の八第三項に規定する認定都道府県知事をいう。第六十七条第一項及び第三項において同じ。）」と、第六十七条第一項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と、「第四十四条第一項、第五十五条第六項、第五十八条の二第四項（第五十九条の二において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第六十条の三第四項（第六十一条の三において読み替えて準用する場合を含む。）」とあるのは「医療連携推進認定をしない処分若しくは第七十条の十五において読み替えて準用する第五十五条第六項」と、「第六十四条第二項」とあるのは「第七十条の二十において読み替えて準用する第六十四条第二項」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と読み替えるものとする。</p> <p>第四節 雑則</p> <p>第七十一条 この章に特に定めるもののほか、医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたる場合における医療連携推進認定及び地域医療連携推進法人の監督その他の医療連携推進認定及び地域医療連携推進法人の監督に関し必要な事項は政令で、その他この章の規定の施行に関し必要な事項は厚生労働省令で、それぞれ定める。</p> | <p>（医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたる場合における医療連携推進認定等）</p> <p>第五条の十五の四 医療連携推進認定の申請に係る医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたるときは、法第七十条の二第五項の規定により医療連携推進認定に関する事務を行うこととされた都道府県知事は、医療連携推進認定をするに当たっては、あらかじめ、当該医療連携推進区域に係る他の都道府県知事（次項及び第三項において「関係都道府県知事」という。）の意見を聴かなければならない。</p> | <p>（公益認定を受けている場合の特例）</p> <p>第三十九条の三十 地域医療連携推進法人が公益認定法第四条の規定による認定を受けた法人である場合は、法第七十条の三第一項第十八号及び第十九号の規定は、適用しない。</p> <p>2 地域医療連携推進法人が公益認定法第四条の規定による認定を受けた法人である場合において、当該地域医療連携推進法人が法第七十条の二十一第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合は、同条第五項から第七項まで及び法第七十条の二十二の規定は、適用しない。</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| <p>第八章 雑則</p> <p>第七十二条 (略)</p> <p>第七十三条 (略)</p> <p>第七十四条 (略)</p> <p>第七十五条 (略)</p> <p>第七十六条 (略)</p> | <p>2 関係都道府県知事は、法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人に対して適当な措置をとることが必要であると認めるときは、法第七十条の八第三項に規定する認定都道府県知事(次項において「認定都道府県知事」という。)に対し、その旨の意見を述べることができる。</p> <p>3 認定都道府県知事は、法第七十条の二十一第一項又は第二項の規定により医療連携推進認定を取り消すに当たっては、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、前三項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(都道府県医療審議会)</p> <p>第五条の十六 (略)</p> <p>第五条の十七 (略)</p> <p>第五条の十八 (略)</p> <p>第五条の十九 (略)</p> <p>第五条の二十 (略)</p> <p>第五条の二十一 (略)</p> <p>第五条の二十二 (略)</p> <p>(指定都市の特例)</p> <p>第五条の二十三 (略)</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第五条の二十四 (略)</p> | <p>第七章 雑則</p> <p>第四十条~第四十三条の四 (略)</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| <p>第九章 罰則</p> <p>第七十七条 社会医療法人の役員が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会医療法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該社会医療法人に財産上の損害を加えたときは、七年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第七十八条 社会医療法人の代表社会医療法人債権者（第五十四条の七において準用する会社法第七百三十六条第一項の規定により選任された代表社会医療法人債権者をいう。第八十一条第一項及び第九十一条において同じ。）又は決議執行者（第五十四条の七において準用する同法第七百三十七条第二項に規定する決議執行者をいう。第八十一条第一項及び第九十一条において同じ。）が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会医療法人債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、社会医療法人債権者に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第七十九条 前二条の罪の未遂は、罰する。</p> <p>第八十条 社会医療法人の役員又は社会医療法人債権を引き受ける者の募集の委託を受けた者が、社会医療法人債権を引き受ける者の募集をするに当たり、社会医療法人の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 社会医療法人債権の売出しを行う者が、その売出しに関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又は当該文書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその売出しの事務の用に供したときも、前項と同様とする。</p> <p>第八十一条 社会医療法人の役員又は代表社会医療法人債権者若しくは決</p> | | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令（この列には、その他の委任なども参考掲載）</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日）</p> |
|--|--|--|
| <p>議執行者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を受 受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五 百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年 以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第八十二条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益 を受受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は 五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 社会医療法人債権者集会における発言又は議決権の行使</p> <p>二 社会医療法人債の総額（償還済みの額を除く。）の十分の一以上 に当たる社会医療法人債を有する社会医療法人債権者の権利の行使</p> <p>2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項 と同様とする。</p> <p>第八十三条 第八十一条第一項又は前条第一項の場合において、犯人の収 受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができない ときは、その価額を追徴する。</p> <p>第八十四条 第七十七条から第七十九条まで、第八十一条第一項及び第八二 条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用す る。</p> <p>2 第八十一条第二項及び第八十二条第二項の罪は、刑法（明治四十年法律 第四十五号）第二条の例に従う。</p> <p>第八十五条 第七十八条、第八十条又は第八十一条第一項に規定する者が法 人であるときは、これらの規定及び第七十九条の規定は、その行為をし た取締役、執行役その他業務を執行する役員又は支配人に対してそれぞ れ適用する。</p> <p>第八十六条 （略）</p> <p>第八十七条 （略）</p> <p>第八十八条 （略）</p> <p>第八十九条 （略）</p> <p>第九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従 業者が、その法人又は人の業務に関して第八十七条又は前条の違反行為 をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条 の罰金刑を科する。</p> | | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|---|---|--|
| <p>第九十一条 社会医療法人の役員、社会医療法人債原簿管理人(第五十四条の七において準用する会社法第六百八十三条に規定する者をいう。)、社会医療法人債管理者、事務を承継する社会医療法人債管理者(第五十四条の七において準用する会社法第七百十一条第一項又は第七百十四条第一項若しくは第三項の規定により社会医療法人債管理者の事務を承継する社会医療法人債管理者をいう。)、代表社会医療法人債権者又は決議執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。</p> <p>一 この法律において準用する会社法の規定による公告若しくは通知をすることを怠つたとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。</p> <p>二 この法律において準用する会社法の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。</p> <p>三 この法律において準用する会社法の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。</p> <p>四 社会医療法人債権者集会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。</p> <p>五 社会医療法人債原簿、議事録(第五十四条の七において準用する会社法第七百三十一条第一項の規定により作成する議事録をいう。次号において同じ。)、第五十四条の七において準用する同法第六百八十二条第一項若しくは第六百九十五条第一項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。</p> <p>六 第五十四条の七において準用する会社法第六百八十四条第一項又は第七百三十一条第二項の規定に違反して、社会医療法人債原簿又は議事録を備え置かなかつたとき。</p> <p>七 社会医療法人債の発行の日前に社会医療法人債券を発行したとき。</p> <p>八 第五十四条の七において準用する会社法第六百九十六条の規定に</p> | | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令（この列には、その他の委任なども参考掲載）</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日）</p> |
|--|--|--|
| <p>違反して、遅滞なく、社会医療法人債券を発行しなかつたとき。</p> <p>九 社会医療法人債券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。</p> <p>十 第五十四条の五の規定に違反して社会医療法人債を発行し、又は第五十四条の七において準用する会社法第七百十一条第一項の規定に違反して事務を承継する社会医療法人債管理者を定めなかつたとき。</p> <p>第九十二条（略）</p> <p>第九十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、医療法人の理事、監事若しくは清算人又は地域医療連携推進法人の理事、監事若しくは清算人は、これを二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。</p> <p>一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。</p> <p>二 第四十六条第二項の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。</p> <p>三 第四十六条の三の六において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五十七条第二項から第四項まで、第四十六条の四の七において準用する同法第九十三条第二項から第四項まで若しくは第四十六条の七の二第一項において準用する同法第九十七条第一項から第三項までの規定による議事録の備付けを怠り、これに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又はこれらの規定による閲覧若しくは謄写を拒んだとき。</p> <p>四 第五十一条の三（第七十条の十四において準用する場合を含む。）の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。</p> <p>五 第五十一条の四第一項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第二項（同条第四項（第七十条の十四において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び第七十条の十四において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第三項（第五十一条の四第四項及び第七十条の十四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当の理由がないのに第五十一条の四第一項若しくは第二項の規定による閲覧を拒んだ</p> | | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令 (この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|--|---|--|
| <p>とき。</p> <p>六 第五十二条第一項(第七十条の十四において準用する場合を含む。)又は第五十四条の九第五項(第七十条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>七 第五十四条(第七十条の十四において準用する場合を含む。)の規定に違反して剰余金の配当をしたとき。</p> <p>八 第五十五条第五項又は第五十六条の十第一項(これらの規定を第七十条の十五において準用する場合を含む。)の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。</p> <p>九 第五十六条の八第一項又は第五十六条の十第一項(これらの規定を第七十条の十五において準用する場合を含む。)の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。</p> <p>十 第五十八条の三第二項(第五十九条の二において準用する場合を含む。)又は第六十条の四第二項(第六十一条の三において準用する場合を含む。)の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれらの規定による閲覧を拒んだとき。</p> <p>十一 第五十八条の四第一項若しくは第三項(これらの規定を第五十九条の二において準用する場合を含む。)又は第六十条の五第一項若しくは第三項(これらの規定を第六十一条の三において準用する場合を含む。)の規定に違反して、吸収合併、新設合併、吸収分割又は新設分割をしたとき。</p> <p>十二 第六十三条第一項(第七十条の二十において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>十三 第六十四条第二項(第七十条の二十において準用する場合を含む。)又は第六十四条の二第一項の規定による命令に違反して業務を行つたとき。</p> <p>第九十四条 第四十条又は第七十条の五第四項若しくは第五項の規定に違反した者は、これを十万円以下の過料に処する。</p> | | |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令（この列には、その他の委任なども参考掲載）</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日）</p> |
|--|--|--|
| <p>附 則</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>附 則〔平成二七年九月二八日法律第七四号〕</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第十条の規定 公布の日</p> <p>二 第一条の規定並びに次条から附則第七条までの規定、附則第九条の規定、附則第十一条の二の規定（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の改正規定を除く。）、附則第十三条の規定及び附則第十七条の規定（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十四条の二の改正規定に限る。） 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>（役員を選任に関する経過措置）</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の医療法（以下「第二号新法」という。）第四十六条の五第二項及び第三項の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）以後に行われる医療法人の役員を選任について適用する。</p> <p>（役員任期に関する経過措置）</p> <p>第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に医療法人の役員である者の任期については、なお従前の例による。</p> <p>（理事長の代表権に関する経過措置）</p> <p>第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に存する医療法人の理事長の代表権については、第二号施行日以後に選出された理事長が就任するまでの間は、なお従前の例による。</p> <p>（損害賠償に関する経過措置）</p> <p>第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に存する医療法人の評議員又は理事若しくは監事の第二号施行日前の行為に基づく損害賠償</p> | <p>附 則</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>〔平成二八年三月二五日政令第八二号抄〕</p> <p>第二章 経過措置</p> <p>第四条 医療法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の医療法（以下「第二号新法」という。）第四十六条の四第二項（第三号及び第四号の規定に限る。）の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）以後にした行為により同項第三号及び第四号の規定に規定する刑に処せられた者について適用する。</p> <p>2 改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に財団法人たる医療法人の評議員である者に対する第二号施行日から起算して二年を経過する日までの間における第二号新法第四十六条の四第三項の規定の適用については、同項中「役員又は職員」とあるのは、「役員」とする。</p> <p>附 則〔平成二八年三月二五日政令第八二号〕</p> <p style="text-align: center;">この政令は、第二号施行日（平成二十八年九月一日）から施行する。</p> <p>附 則〔平成二九年二月八日政令第一四号〕</p> <p style="text-align: center;">この政令は、医療法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年四</p> | <p>附 則</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>附 則〔平成二八年三月二五日厚生労働省令第四〇号〕</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、医療法の一部を改正する法律〔平成二七年九月法律第七四号〕附則第一条第二号に掲げる日（平成二十八年九月一日）から施行する。</p> <p>（社会医療法人の認定に関する経過措置）</p> <p>第二条 この省令の施行の日前に行われた社会医療法人の認定に関しては、この省令による改正後の医療法施行規則（以下「新規則」という。）第三十条の三十五の二及び第三十条の三十五の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>（議事録に関する経過措置）</p> <p>第三条 新規則施行前に作成された社員総会の議事録及び評議員会の議事録並びに理事会の議事録については、それぞれ社員総会の議事録については新規則第三十一条の三の二、評議員会の議事録については新規則第三十一条の四、理事会の議事録については新規則第三十一条の五の四の規定によるものとみなす。</p> <p>附 則〔平成二八年三月三一日厚生労働省令第五六号抄〕</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>附 則〔平成二八年四月二〇日厚生労働省令第九六号〕</p> <p style="text-align: center;">この省令は、医療法の一部を改正する法律〔平成二七年九月法律第七四</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令(この列には、その他の委任なども参考掲載)</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日)</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日)</p> |
|---|---|---|
| <p>責任については、なお従前の例による。</p> <p>(定款又は寄附行為の変更に関する経過措置)</p> <p>第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に存する医療法人は、第二号新法の施行に伴い、定款又は寄附行為の変更が必要となる場合には、第二号施行日から起算して二年以内に、第二号新法第五十四条の九第三項の認可の申請をしなければならない。</p> <p>2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に存する医療法人の定款又は寄附行為は、第二号施行日から起算して二年を経過する日(前項の規定により定款又は寄附行為の変更の認可の申請をした医療法人については、当該申請に対する処分があった日)までは、第二号新法第四十四条第二項第七号の規定は、適用しない。</p> <p>(合併に関する経過措置)</p> <p>第七条 社団たる医療法人については、第二号新法第六章第八節第一款の規定は、第二号施行日以後に合併について医療法人の総社員の同意があった場合について適用し、第二号施行日前に合併について医療法人の総社員の同意があった場合については、なお従前の例による。</p> <p>2 財団たる医療法人については、第二号新法第六章第八節第一款の規定は、第二号施行日以後に合併について理事の三分の二以上の同意(寄附行為に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続。以下この項において同じ。)があつた場合について適用し、第二号施行日前に合併について理事の三分の二以上の同意があつた場合については、なお従前の例による。</p> <p>(事業報告書等に関する経過措置)</p> <p>第八条 第二条の規定による改正後の医療法第五十条の二から第五十二条までの規定は、この法律の施行の日以後に開始する会計年度に係る医療法人の会計について適用し、この法律の施行の前日に開始した会計年度に係る医療法人の会計については、なお従前の例による。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>第九条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> | <p>月二日)から施行する。</p> | <p>号)の施行の日(平成二十九年四月二日)から施行する。</p> <p>附 則〔平成二九年二月八日厚生労働省令第4号〕</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、平成二十九年四月二日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。</p> <p>(準備行為)</p> <p>3 医療法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七十四号。以下この項及び次項において「改正法」という。)第二条の規定による改正後の医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下この項及び次項において「改正後医療法」という。)第七十条第一項の規定による認定を受けようとする一般社団法人は、改正法の施行の前日においても、改正後医療法第七十条の二第一項の規定による申請を行うことができる。この場合において、当該申請は、改正法の施行の日において、当該一般社団法人がした同項の規定による申請とみなす。</p> <p>4 都道府県知事は、改正後医療法第七十条の二第一項に規定する医療連携推進認定をするため、改正法の施行の前日においても、同項の規定による申請の受理、改正後医療法第七十条の三第二項の規定による都道府県医療審議会の意見の聴取その他の必要な準備行為をすることができる。</p> |

| <p style="text-align: center;">医療法</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年7月30日法律第205号、最終改正 平成27年9月28日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行令（この列には、その他の委任なども参考掲載）</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年10月27日政令第326号、最終改正 平成29年2月8日）</p> | <p style="text-align: center;">医療法施行規則</p> <p style="text-align: center;">（昭和23年11月5日厚生省令第50号、最終改正 平成29年2月8日）</p> |
|--|--|--|
| <p>（政令への委任）</p> <p>第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p> <p>（検討）</p> <p>第十一条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の医療法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第十一条の二～第十七条（略）</p> | | |